

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和8年3月30日
【事業年度】	第62期（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）
【会社名】	AI ストーム株式会社 （旧会社名 株式会社ジェクシード）
【英訳名】	AI storm CO.,LTD. （旧英訳名 GEXEED CO.,LTD.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役 今井 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	03（5259）7010
【事務連絡者氏名】	管理本部 増尾 雅人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	03（5259）7010
【事務連絡者氏名】	管理本部 増尾 雅人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

（注）令和7年3月28日開催の第61回定時株主総会の決議により、令和7年4月1日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	令和3年12月	令和4年12月	令和5年12月	令和6年12月	令和7年12月
売上高 (千円)	495,573	-	-	-	-
経常損失 () (千円)	91,783	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純損失 () (千円)	133,814	-	-	-	-
包括利益 (千円)	150,017	-	-	-	-
純資産額 (千円)	850,627	-	-	-	-
総資産額 (千円)	1,010,752	-	-	-	-
1株当たり純資産額 (円)	36.82	-	-	-	-
1株当たり当期純損失 () (円)	5.97	-	-	-	-
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	84.2	-	-	-	-
自己資本利益率 (%)	15.9	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	73,648	-	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	40,855	-	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	62,280	-	-	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	704,830	-	-	-	-
従業員数 (人)	35	-	-	-	-
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(-)	(-)	(-)	(-)

(注) 1. 第59期に連結子会社であった「株式会社XYEED」の重要性が乏しくなったことにより連結の範囲から除外し、連結子会社が存在しなくなったため、第59期より連結財務諸表を作成しておりません。

2. 第58期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式が存在せず、また1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第58期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第58期	第59期	第60期	第61期	第62期
決算年月	令和3年12月	令和4年12月	令和5年12月	令和6年12月	令和7年12月
売上高 (千円)	480,074	642,513	671,197	1,422,760	2,653,555
経常利益又は経常損失 () (千円)	63,982	23,867	2,313	116,595	259,476
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	129,416	14,711	70,555	147,528	177,799
持分法を適用した場合の投資損失 () (千円)	-	4,916	15,128	-	-
資本金 (千円)	483,468	483,468	633,458	95,000	458,236
発行済株式総数 (千株)	23,100	23,100	24,291	24,291	27,871
純資産額 (千円)	850,582	856,194	1,104,326	1,180,760	2,057,720
総資産額 (千円)	1,011,148	985,875	1,199,204	2,336,125	5,059,487
1株当たり純資産額 (円)	36.82	37.06	45.13	48.88	74.63
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	3.00
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	5.77	0.64	2.98	6.09	6.93
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	6.46
自己資本比率 (%)	84.1	86.8	91.4	50.1	40.3
自己資本利益率 (%)	15.3	1.7	7.1	13.0	11.1
株価収益率 (倍)	-	281.25	-	34.67	35.64
配当性向 (%)	-	-	-	-	43.29
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	44,942	115,549	867,762	1,033,541
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	15,615	188,179	114,226	181,217
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	62,509	285,835	328,335	1,343,475
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	698,477	680,583	255,382	384,100
従業員数 (人)	34	28	26	35	34
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(1)	(3)	(2)
株主総利回り (%)	55.06	67.42	56.18	79.03	93.63
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(112.74)	(109.98)	(141.05)	(169.91)	(213.16)
最高株価 (円)	327	267	320	305	529
最低株価 (円)	131	110	140	121	161

- (注) 1. 第58期については、連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資損失、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、第58期については1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第59期については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。第60期については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第61期については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。
3. 第58期及び第60期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第58期まで、株主総利回りの比較指標にJASDAQ INDEXを用いておりましたが、令和4年4月4日の東京証券取引所の市場再編に伴い廃止されました。このため第59期から比較指標を、継続して比較することが可能な配当込みTOPIXに変更しております。
5. 最高株価及び最低株価は、令和4年4月4日より東京証券取引所(スタンダード市場)によるものであり、それ以前は東京証券取引所(JASDAQ スタンダード)におけるものであります。
6. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第59期の期首から適用しており、第59期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

年月	事項
昭和39年10月	株式会社細谷組設立
平成7年9月	商号を株式会社ビジネスバンクに変更（東京都豊島区にてシステムコンサルティング業務開始）
平成7年10月	本店所在地を東京都中野区とする
平成7年11月	S A P ジャパン株式会社の製品に係る業務開始
平成9年7月	日本ジェイ・ディ・エドワーズ株式会社（現日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社）の製品に係る業務開始
平成12年4月	商号を株式会社ビジネスバンクコンサルティングに変更
平成14年12月	本店所在地を東京都新宿区とする
平成15年9月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成16年7月	子会社として、株式会社B . B . インキュベーションを設立
平成16年7月	子会社として、株式会社中野サンプラザを設立
平成16年10月	株式会社ソフトハウスの株式取得
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成17年10月	株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式取得
平成18年6月	子会社として、株式会社B . B . インベストメントを設立し、株式会社シー・シー・ネットワークスから事業譲渡を受ける
平成18年12月	連結子会社株式会社B . B . インキュベーションと連結子会社株式会社B . B . インベストメントを合併し、商号を株式会社ビジネスバンクパートナーズに変更
平成19年1月	連結子会社株式会社ユニファイド・キャピタル・ジャパンの株式を売却
平成19年7月	連結子会社株式会社ソフトハウスの株式を譲渡
平成19年7月	株式会社中野サンプラザが、連結子会社から持分法適用関連会社に異動
平成19年7月	純粋持株会社制導入に伴い、商号を株式会社B B Hに変更
平成19年7月	純粋持株会社制導入に伴い新設分割を実行。子会社として、株式会社ジェクシードコンサルティングを設立
平成20年2月	株式会社レイズキャピタルマネジメント（Y C T 2号投資事業組合他6本を子会社とする）の株式取得
平成20年5月	株式会社S y m p h o n y M a xの株式を株式交換にて取得
平成20年12月	株式会社中野サンプラザが解散により、持分法適用関連会社から除外
平成21年9月	連結子会社株式会社ビジネスバンクパートナーズを解散
平成21年11月	連結子会社株式会社ジェクシードコンサルティングと連結子会社株式会社S y m p h o n y M a xを合併
平成21年11月	本店所在地を東京都目黒区とする
平成22年10月	大阪証券取引所J A S D A Q市場、同取引所ヘラクレス市場及び同取引所N E O市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所J A S D A Q（スタンダード）に株式を上場
平成23年2月	子会社として、株式会社ジェクシード・テクノロジー・ソリューションズを設立
平成24年4月	連結子会社株式会社ジェクシードコンサルティングを吸収合併し、商号を株式会社ジェクシードに変更
平成25年1月	子会社株式会社ジェクシード・テクノロジー・ソリューションズは休眠会社となる
平成25年7月	大阪証券取引所と東京証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所J A S D A Q（スタンダード）に株式を上場
平成25年10月	子会社株式会社レイズキャピタルマネジメント清算終了
平成26年3月	本店所在地を東京都千代田区とする
平成26年12月	子会社として、株式会社インビットを設立
平成27年8月	子会社株式会社ジェクシード・テクノロジー・ソリューションズ清算終了
平成29年4月	子会社株式会社インビット売却
令和元年9月	株式会社クラウドカスタマーサクセスの株式を取得し、子会社化
令和2年12月	株式会社X Y E E Dの株式を取得し、子会社化
令和3年9月	株式会社クラウドカスタマーサクセスを清算終了
令和3年12月	株式会社X Y E E Dの解散を決議
令和4年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所J A S D A Q（スタンダード）市場からスタンダード市場に移行

年月	事項
令和4年6月	株式会社X Y E E Dを清算結了
令和5年4月	E V事業開始
令和5年8月	弗迪電池有限公司及びXCharge Europe GmbHと3社間での業務提携
令和5年10月	CHAdeMO協議会の正会員登録
令和5年10月	デジタルサイネージ事業開始
令和5年12月	Innolux Corporation (台湾) と業務提携
令和6年8月	匿名組合を活用したファンド (SPC) の組成開始
令和7年2月	株式会社TIGEREYEと業務提携
令和7年4月	商号を株式会社ジェクシードからA I ストーム株式会社に変更
令和7年7月	株式会社ゼアーと資本業務提携
令和7年10月	系統用蓄電池事業開始

3【事業の内容】

当社は、AIアドバイザー事業（旧ITコンサルティング事業）、AI & モルタル事業（旧デジタルサイネージ事業）及びAIニュービジネス事業を行っております。

その事業の内容は次のとおりであります。

事業区分	主要製品
AIアドバイザー事業 （旧ITコンサルティング事業）	システムコンサルティング、ビジネスコンサルティング、CIO/CMO支援、Webマーケティング支援
AI & モルタル事業 （旧デジタルサイネージ事業）	LEDディスプレイ、LCDディスプレイ、アドトラック運用、ファンド組成
AIニュービジネス事業	wifi-7販売、Storm Academy運営、AI技術開発

企業集団についての事業系統図は次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 又は被所 有割合 (%)	関係内容
(関連会社) ビジネスロボット株式会社	東京都中央区	62	サービスロボットの 販売/リース/レン タル事業	所有 27.59	-
(その他の関係会社) GX PARTNERS CO., LIMITED	中華人民共和国 香港特別区	0	投資業	被所有 21.47	-

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和7年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
34 (2)	41.8	8.5	6,341,390

当社は、AIアドバイザー事業(旧ITコンサルティング事業)、AI&モルタル(旧デジタルサイネージ事業)及びAIニュービジネス事業の3つのセグメントですが、AI&モルタル(旧デジタルサイネージ事業)及びAIニュービジネス事業は人員の配置は行われておりませんので、セグメント別にかえて、部門別の従業員数を示しますと次のとおりであります。

部門別	従業員数(人)
営業部門	1 (2)
コンサルティング部門	26 (0)
管理部門	7 (0)
合計	34 (2)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)会社の経営の基本方針

当社はこれまで、一連の経営再建の活動を実施してまいりました。経営基盤の再構築を進めるとともに、当社の既存事業領域に隣接した事業領域への事業拡大及び新規事業領域の創出を進め、積極的に資本・業務提携やM&Aを進めてまいりました。独立系コンサルティングファームとして、「優れたIP/ITソリューションの開発・提供・サービスを通じて、社会の発展と進化と持続可能性に貢献する。」という企業理念のもと、顧客企業における課題の解決を目的として、より質の高いコンサルティングサービスの提供に注力してまいります。

(2)目標とする経営指標

当社は、経営上の業績管理指標を「収益力（売上高営業利益率）」としております。既存事業における営業力の強化、事業の採算性の評価、徹底した経費削減等に取り組み利益の増大を図るとともに、より利益率の高いサービスや継続的に収益を確保できるサービスへ事業を拡大することで収益の安定化を目指しております。

(3)中長期的な会社の経営戦略

当社は、事業における今後の方向性を定めるために、新たに令和9年12月期を最終年度とした中期経営計画を推進し、従来のERPソリューションにAIを融合させた事業体への変革のため経営基盤の再構築を進めております。この中期経営計画では、令和9年までのビジネス拡大を視野に入れ、「人材戦略」「財務戦略」「顧客獲得戦略」「株価・企業価値向上戦略」の4つを重点戦略とし、資本政策を充実し、人材の採用・育成・多能化に戦略的な投資を行うとともに、株主の皆様への還元策の充実、従業員満足度の向上を図り、企業価値の向上に取り組んでおります。また、今後国内においてAI人材不足が深刻化する傾向にあり、その課題に対応するために、AI技術者の確保を積極的に進めております。

(4)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社では、継続的に収益を確保する仕組みを整備し事業の安定化を図るため、原点に回帰しERPソリューションに関連するコンサルティングのみならず、非IT事業領域も強化し業績の拡大を達成することができました。本年度も引き続き、ERPソリューションに関連するコンサルティングの拡大のみならず、非IT事業領域の進出を図っており、新規事業への取り組みも含めて更なる事業規模の拡大を進めてまいります。

財務基盤の充実

当社では、継続的に収益を確保する体制を維持しつつ、事業規模の拡大を実現するための戦略的な投資を実行するため、機動的な増資や金融機関からの融資を活用してまいります。

短期間での業容の拡大

当社では、短期間での業容の拡大を実現するために、当社との間でシナジーが見込める企業との資本・業務提携等を目的としたM&Aを行うとともに、業容拡大に必要な人材の確保に取り組んでまいります。

株主価値の創造

当社は、株主の皆様への利益還元を経営における重要課題の1つであると認識しております。当社株式への投資の魅力をより一層高め中長期的に保有いただける株主様の増加を図ることを目的として、株主優待制度があります。また、令和7年12月末の株主様に対し剰余金の配当（復配）を実現することができました。今後につきましても、経営方針や中長期的な企業価値向上に向けた取り組みについて適切な情報を適時発信し、株主の皆様からのご意見を経営判断の参考とするための仕組みの構築に取り組んでまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) ガバナンス

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針は定めておらず、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続等の体制をその他のコーポレート・ガバナンスの体制と区別しておりません。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等(1)コーポレート・ガバナンスの概要」に記載のとおりであります。

(2) 戦略

当社は、サステナビリティに係る基本方針は定めておりませんが、人材確保及び定着に関する取組みは経営上重要であると認識しております。

人材の育成及び社内環境整備に関する方針、戦略

従業員は事業の発展を支える重要な存在であるとの認識のもと、多様な人材が仕事と家庭を両立し、最大限の能力を発揮できる職場環境や企業風土の醸成に取り組んでおります。具体的な取組みとして、働き甲斐のある環境作りのため、フレックス制や在宅勤務の導入及び休暇取得の促進等、従業員の意向を踏まえた快適な労働環境を提供し、英会話受講等の自己研鑽の機会を設けております。

また、従業員一人一人の自己能力を高めることができる業務体制や性別、年齢等に関係なく意欲と能力ある従業員の管理職への登用の機会が平等に与えられるような人事制度を構築しております。

(3) リスク管理

当社では、現状、サステナビリティに係る基本方針を定めておりませんが、「コンプライアンス規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

なお、当社が認識する事業等のリスクに関する詳細は、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績

当社では、小規模な組織体制であるため、重要性を加味したうえで、年齢、国籍、性別等の区分で管理職の構成割合や人数の目標値等は定めておりません。ただし、当社が掲げるミッションを実現し、事業発展を加速するためには、様々な局面において多様な意見を反映することが重要であるとの認識のもと、女性や中途採用者の管理職への登用を推進しております。今後も期待する役割に応じた能力と実績に基づき、積極的に登用を進めるとともに、これらの者が成果を最大化し、適切に能力が評価されるような施策や職場環境の整備に取り組んでまいります。

3【事業等のリスク】

当社の経営成績、財政状態及び株価等に影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のようなものがあります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

パッケージソフトウェア等のベンダーの動向について

当社は、平成7年のコンサルティング業務開始以来、ERPソリューションに関連するコンサルティングが事業全体の中での重要な位置を占めており、数々の支援実績によりノウハウを積み重ねるとともに、顧客企業及びソフトウェアベンダーより高い評価を得ております。現在当社は、日本オラクル社のERPパッケージである「JD Edwards」及びクラウドERP「NetSuite」、コーナーストーンオンデマンド社のタレントマネジメント製品「cornerstone」「saba cloud」、BoxJapan社の「BOX」、エントラスト社の「Entrust Identity as a Service」等とパートナー契約を締結し、ライセンスの販売、導入及び定着化支援に関するコンサルティングサービス等を提供しており、これらのパートナー企業と安定した取引関係を継続しております。しかしながら、パートナー企業各社の経営方針等の変更やM&Aによる組織変更等により各社製品の市場訴求力及び日本市場における事業方針に大きな変動が生じた場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性が否定できません。

今後の事業展開について

当社は、これまでのコンサルティング事業を通して培ったノウハウを活用し、会計・人事・ITコンサルティングの専門化としてサービスラインのさらなる拡充を図っていく方針であります。当社のコンサルティング事業の軸であるシステムコンサルティング分野を拡大するとともに、経営コンサルティング分野への事業の拡大を目指します。また、継続してクラウド製品サービス分野に注目し、取扱製品及びサービスラインを拡充していきます。

事業領域及び提供サービスの拡大を行う際には、市場調査により事業リスク等を慎重に検討し、実行の判断を行うように努めておりますが、市場動向の変化や人材の不足、競合他社の参入等の事情により、当該事業領域における事業展開が計画どおりに進捗しない場合には、当社の経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

需要変動・価格競争のリスク

当社の扱うLEDディスプレイ等の商品需要は、地域の政治・経済状況や政策の影響により変動する可能性があります。また、当社の扱うLEDディスプレイは、国内外で有力企業と競合しており、価格は重要な競争要因となっております。

しかしながら、需要変動・価格競争を完全に回避することは困難であるため、常に新商品の調査や価格競争に陥らないように品質、安全性、付加価値などが評価される市場を選択するとともに、商品・サービスの継続の見直しに努めておりますが、需要が著しく変動した場合や価格が大幅に下落し想定価格を下回る価格で販売した場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

貸倒れリスク

当社の手掛ける中古トラックの再リース事業では、信用供与が比較的長期間にわたることから、景気変動やその他の事由による延滞・倒産等が発生し、貸倒損失又は貸倒引当金繰入の負担が増加し、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

資本・業務提携やM&A等の投資について

当社は、新たな事業領域への進出、既存事業の規模拡大、人材確保を目的として、資本・業務提携やM&A、子会社及び関連会社の設立等により組織形態の変更を進めております。

このような意思決定を行う際には、対象会社の財政状態や経営成績、進出事業におけるリスク等を慎重に検討し、総合的な判断のもとに的確な決定を行うように努めておりますが、当該会社の財政状態や経営成績の状況等によって保有する有価証券に評価損が発生し、当社の経営成績あるいは資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保について

当社のコンサルティング事業における主な売上は、会計・人事・ITにおける専門的知識を有するコンサルタントの役務提供により賄われております。当社がコンサルティング事業を拡大していくためには、優秀な人材を確保し続ける必要があります。

IT技術の進化とともにIT需要が拡大することで、IT人材不足が拡大傾向にあり、高度な能力を有する人材を採用、維持、育成を継続して行うことは容易なことではありません。当社の事業に必要とされる人材を確保できなかった場合、あるいは重要な人材が大量に流出した場合には、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社は、現時点において、第三者から知的財産権に関する侵害訴訟等を提起されたり、そのような通知を受けておりませんが、将来、当社の事業活動に関連して第三者が知的財産権の侵害を主張する可能性が否定できません。その場合、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

機密情報、顧客情報の取り扱いについて

当社は、会計・人事・ITコンサルティング事業を行っていく上で、顧客企業の個人情報を含む機密情報を取り扱う場合があります。その際には秘密保持契約等により顧客企業に対して守秘義務を負っており、顧客企業の情報の取り扱いについて厳重な管理を行っております。

しかしながら、外部からの不正な手段によるコンピュータ内への侵入や、役員及び従業員の過誤等により機密情報の漏洩が発生した場合には、当社の信用が低下するとともに損害賠償等の訴えを提起され、当社の経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社は、一般的な法規制のもと事業活動を行っております。これらの法規制の遵守を徹底するために定期的に研修を行うとともに、コンプライアンス委員会を常設して、厳格な運用に努めております。

AI & モルタル事業につきましては、ディスプレイの屋外での設置及びアドトラック運用の際には、各都道府県の屋外広告物条例等の規制を受けます。

しかしながら、万が一これらの法規制を遵守できなかった場合には、社会的な信用や経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。また、将来において関連法規の改廃や新たな法的規制が設けられる場合には、当社の事業展開及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの緩やかに回復に向っております。一方、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されておりますが、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクには留意が必要となっております。加えて、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要もあります。このような環境のもと、AIアドバイザー事業（旧ITコンサルティング事業）に関しまして、各企業は様々な対抗策を講じることや先行投資等を行い、より一層の企業価値向上を目指していくとみられており、特にDXやAI、テレワークの推進に需要拡大は継続しております。また業容拡大のための新規事業への参入も積極的に検討、実施してまいります。

a. 財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ2,723,362千円増加し、5,059,487千円となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ2,461,321千円増加し、4,618,846千円となりました。主に、現金及び預金の増加133,017千円、売掛金の増加1,818,275千円及びリース投資資産の増加203,432千円によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ262,042千円増加し、440,641千円となりました。主に、土地の増加38,173千円及び長期前払費用の増加223,755千円によるものであります。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ1,846,403千円増加し、3,001,767千円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ1,372,557千円増加し、2,256,434千円となりました。主に、買掛金の増加312,788千円、短期借入金の増加633,400千円及び未払法人税等の増加109,330千円によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ473,845千円増加し、745,332千円となりました。主に、長期リース債務の増加147,682千円及び長期前受収益の増加335,372千円によるものであります。

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ876,959千円増加し、2,057,720千円となりました。主に、資本金の増加363,236千円、資本剰余金の増加363,236千円及び利益剰余金の増加177,799千円によるものであります。

b. 経営成績

当事業年度の売上高は、2,653,555千円（前年同期比86.5%増）となりました。営業利益は275,164千円（前事業年度比108.5%増）、経常利益は259,476千円（前事業年度比122.5%増）、当期純利益は177,799千円（前年同期比20.5%増）となりました。

AIアドバイザー事業（旧ITコンサルティング事業）の売上高は989,218千円（前年同期比1.4%増）、営業利益は150,798千円（前年同期比19.5%増）、AI & モルタル事業（旧デジタルサイン事業）の売上高は1,564,669千円（前年同期比249.7%増）、営業利益は444,512千円（前年同期比128.3%増）、AIニュービジネス事業の売上高は99,667千円（前年同期計上なし）、営業損失は31,601千円（前年同期計上なし）となりました。

各分野別の状況は次のとおりであります。

[AIアドバイザー事業（旧ITコンサルティング事業）]

既存事業領域（業務コンサルティング）

当社の主要な事業分野である「ERPコンサルティング」においては、オラクル社のJD Edwards及びNetSuiteに関連する案件を中心に推移しております。JD Edwards、NetSuiteに関して既存顧客の運用保守が継続しており安定したストックビジネスになっております。またバージョンアップ、サーバーのリプレイス、クラウドへの移行等の案件も急増しており数件獲得しました。バージョンUPに関しては今期の需要も継続しております。その他既存顧客の大規模な追加改修案件が数件あり、3社システム統合の大規模案件も順調に実施中です。その他既存顧客のAI、DXなどの受注を促進していく予定です。

「人事コンサルティング」の分野においては、タレントマネジメント（人材の適材配置及び育成管理）の導入及び定着化支援及び導入支援を行っております。本年度は受注も多くあり、引き続き拡大すると予想しております。

自動化・効率化コンサルティング領域（RPA、AI、DX等）

AI、DX領域においては検討をしている既存顧客は増加する傾向にあります。AI事業は日本国内では必要不可欠になってきております。AIの専門家と業務委託契約を締結しているため、中小企業を中心にAIアドバイザーの提案を実施しております。今年も継続致します。

M&A及び新規事業領域

既存事業領域における事業の拡大、新規事業領域への進出に向けて、当社との間でシナジーが期待できる企業との資本・業務提携等のM&Aの検討は随時実施しており現在1社優位に交渉を進めております。新規事業領域においては、wifi-7販売、AIスクール事業開設、蓄電池事業を開始致しました。

その他

安定的な経営を継続するために、以下の取り組みを積極的に進めております。

1. IT未経験者の採用とコンサルタントへの育成
2. 即戦力となるコンサルタントの採用、外部コンサルタントとの協業
3. 既存コンサルタントのスキルアップ及び多能化による収益率の改善
4. 既存顧客向け付加価値サービスの開発と提案
5. 既存サービスの拡張、既存パートナーとの関係強化
6. ERPコンサルティング事業強化のための営業力強化
7. AI事業への進出（主にStorm Academy）
8. 自社ブランドwifi-7販売における代理店開拓
9. 蓄電池事業
10. 株主還元策の充実
11. 事業提携
12. SES事業
13. クラウド環境、データセンター販売

[AI & モルタル事業（旧デジタルサイネージ事業）]

LED看板設置とアドトラックによる広告提案を複数件実施しております。アドトラックは大阪万博と茨城県大洗花火大会への貸し出しを行い来場者の目に留まり、その会社への貸し出しも実施しました。LED看板につきましては、昨年の設置実績が評価され、地方自治体の防災用LEDビジョンの設置と大阪難波駅前への設置が完了いたしました。今期は地方自治体の横展開が始まります。また渋谷駅前と周辺のLED設置案件が獲得できる見込みです。

9月に組成いたしました第5号ファンドと10月の第6号ファンドは完売し、11月に組成いたしました第7号ファンドも順調に販売が進んでおり令和8年3月に完売いたしました。今期は大規模で継続実施予定です。

ファンド用仕入れ中古トラックの査定システムをAI技術を利用し開発中です。

トラックファンド用のトラック業者の開拓を他県に渡り実施中です。

[AIニュービジネス事業]

AIスクールビジネス

日本ではAIエンジニアやデータサイエンティストの人材供給が需要に追いついておらず、企業のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の障壁になっています。AI人材不足の原因としては、日本の大学や専門学校では、AIやデータサイエンスに特化したカリキュラムが少なく、企業側も、AI人材を育成するための研修や学習機会が不足していることが現状を受けて、AI人材の育成を目的としてこれまでにない新たなAI技術取得を目指すスクールを開校いたしました。5月のStorm Academy開校によりAI授業の提案を国内、国外（主に中国）へ実施しております。受講において無料キャンペーンを実施致しました。現在は中国教育会社と連携し中国籍の受講者を拡大しAI人材不足を補う計画も実施しています。

AI技術開発

早稲田大学のAIゼミへの出資によりファンド中古トラックのAIによる査定システム開発や、トラックの燃費効率化をAIによるテストを実施中です。

wifi-7販売

従来のwifi-6と比較し最大通信速度が約4.8倍となる次世代通信規格wifi-7を搭載したルーターの販売を令和7年2月21日より開始し、営業活動の積極化を推進しております。販売パートナーの提案を実施しており、販売実績が順調に積みあがり生産に対して既に60%販売しております。入札案件などに積極的に提案を致します。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べ128,717千円増加し、384,100千円となりました。当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動で支出した資金は1,033,541千円(前事業年度は867,762千円の支出)となりました。支出の主な内訳は、売上債権の増加額1,818,275千円、リース投資資産の増加額203,432千円及び長期前払費用の増加額266,842千円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動で支出した資金は181,217千円(前事業年度は114,226千円の収入)となりました。支出の主な内訳は、有形固定資産の取得による支出173,356千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動で取得した資金は1,343,475千円(前事業年度は328,335千円の収入)となりました。取得の主な内訳は、短期借入れによる収入1,150,000千円及び株式の発行による収入399,980千円であります。

(3)生産、受注及び販売の実績

当社は、当事業年度より、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来「ITコンサルティング事業」「デジタルサイネージ事業」の2区分から「AIアドバイザー事業」「AI&モルタル事業」「AIニュービジネス事業」の3区分に変更しております。

生産実績

当事業年度の実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	前期比(%)
AIアドバイザー事業 (千円)	825,301	93.07
AI&モルタル事業 (千円)	-	-
AIニュービジネス事業 (千円)	-	-
合計 (千円)	825,301	93.07

(注)金額は売上原価によっております。

仕入実績

当事業年度の実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	前期比(%)
AIアドバイザー事業 (千円)	-	-
AI&モルタル事業 (千円)	881,945	601.05
AIニュービジネス事業 (千円)	-	-
合計 (千円)	881,945	601.05

(注)1.金額は売上原価によっております。

2.当事業年度において、仕入実績に著しい変動がありました。これは、AI&モルタル事業において5本のファンド組成を行ったことによるものです。

受注実績

当事業年度の実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)			
	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
AIアドバイザー事業 (千円)	921,699	93.64	98,451	12.07
AI&モルタル事業 (千円)	1,880,327	636.38	310,771	206.10
AIニュービジネス事業 (千円)	176,067	-	120,000	-
合計 (千円)	2,978,093	208.42	529,222	54.77

(注)当事業年度において、受注実績に著しい変動がありました。これは、AI&モルタル事業において5本のファンド組成を行ったことによるものです。

販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	前期比(%)
AIアドバイザー事業 (千円)	989,218	101.42
AI&モルタル事業 (千円)	1,564,669	349.71
AIニュービジネス事業 (千円)	99,667	-
合計 (千円)	2,653,555	186.51

(注) 最近2事業年度の主な取引先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)		当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社プロラボホールディングス	-	-	545,888	20.57
株式会社ワークステーション	93,378	6.56	283,730	10.69

2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりましては、決算日における資産及び負債の状況に基づき、将来の費用として発生が見込まれるものにつきましては一般に合理的と認められる方法により、慎重な見積り及び判断を行っておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1. 経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況 a. 財政状態」に記載のとおりであります。

(3) 経営成績の分析

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1. 経営成績等の状況の概要 (1) 財政状態及び経営成績の状況 b. 経営成績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 1. 経営成績等の状況の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社は、独立系コンサルティングファームとして、ビジネスコンサルティング及びシステムコンサルティング事業をもって、国内上場企業、中堅企業、海外企業をお取引先として、ERPやHCMソリューション、働き方改革や業務効率化ソリューションの導入・運用支援のサービスを提供してまいりました。

最近の当社を取り巻く市場環境を見渡してみると、当社の主力事業であるERPソリューションに関連するコンサルティング事業領域においては、既存の顧客である大企業へはバージョンアップやクラウドへの移行、管理会計やデータ活用、セキュリティ強化といった周辺事業領域の商談に力を入れております。また、中堅中規模企業や新興企業へのERPソリューションの導入支援については、クラウドERPを取扱う当社にとって商談の機会の増加が見込めるため、「人的資源の確保と育成」に力を入れ当社の主力事業であるERPソリューションに尽力いたします。

次期事業年度の見通しにつきましては、売上高4,000百万円（当事業年度比50.7%増）、営業利益500百万円、経常利益400百万円、当期純利益240百万円を見込んでおります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の運転資金需要のうち主なものは、労務費、外注費等の製造費用及び販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要としては資本業務提携に係る株式の取得等であります。

運転資金等は、自己資金及び金融機関よりの借入金を基本としております。また、投資を目的とした資金は、第三者割当による増資を基本としております。

なお、当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、384百万円となっております。

(8) 経営者の問題認識と今後の方針について

経営者の問題認識と今後の方針については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2. 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 (6) 経営戦略の現状と見通し」に記載のとおりであります。

当社は、中期経営計画「AI-STORM中期経営計画」（令和7年12月期～令和9年12月期）に基づき、積極的に企業価値ならびに株主価値の向上を目指し、収益構造の改革及び事業領域の拡大を推進すると共に、長期間において成長し続けるために必要な事業基盤の整備を進めております。

中長期経営計画の基本方針における取り組み状況は以下の通りです。

財務基盤の充実と戦略的な投資計画の実行

戦略的な投資を実行するための資金として、新株式発行による第三者割当増資により399百万円、新株予約権の行使により322百万円を調達しました。

資本・業務提携、M&Aによる短期間での業容の拡大

当社におけるM&A戦略を策定し、複数のM&A仲介会社や銀行の協力を得て、当社との間でシナジーが見込める企業に対して積極的に資本・業務提携やM&Aの検討を進めました。

株主還元策の充実

株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置づけ、株主の皆様との対話方法や関係性構築のありかたを含めて総合的な検討を行い、令和7年12月末の株主に対し1株当たり3円の配当を決定いたしました。

人材の拡充、社員の多能化推進、ワークライフバランスの向上

人材の確保・育成に重点を置き、社員の多能化を推進することで、よりお客様のビジネス成長に貢献することができる体制を整えることを目的として、人事制度の改革を進めております。

中長期経営計画「AI-STORM中期経営計画」（令和7年12月期～令和9年12月期）の1年目である令和7年12月期の達成・進捗状況は以下の通りです。

売上高は計画比1,053,555千円増（65.8%増）となりました。これは、AI & モルタル事業（旧デジタルサイネージ事業）におけるファンド組成が堅調に推移したことによるものが主な原因となります。

指標	令和7年12月期 （計画）	令和7年12月期 （実績）	計画比
売上高	1,600,000千円	2,653,555千円	1,053,555千円（65.8%増）
営業利益	170,000千円	275,164千円	105,164千円（61.9%増）
当期純利益	120,000千円	177,799千円	57,799千円（48.2%増）

5 【重要な契約等】

当事業年度において、特記すべき重要な契約等はありません。

6 【研究開発活動】

当事業年度において、特記すべき研究開発活動はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は168,639千円（建設仮勘定を含む）であり、その主な内容は、AI&モルタル事業（旧デジタルサイネージ事業）におけるリース資産への投資及びAIニュービジネス事業におけるstorm academyへの投資であります。

なお、AIアドバイザー事業（旧ITコンサルティング事業）における設備投資はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

令和7年12月31日現在

事業所名 （所在地）	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 （人）
			建物	工具、器具 及び備品	車両運搬具	土地	合計	
本社 （東京都千代 田区）	AIアドバイ ザリー事業	建物附属設備 情報通信機器等	-	-	-	-	-	34(1.75)
スキルセンタ - （東京都台東 区）	AIアドバイ ザリー事業	建物附属設備 情報通信機器等	1,379	7,349	-	-	8,728	-
高鍋蓄電所 （宮崎県高鍋 町）	AIニュービ ジネス事業	蓄電所用地	-	-	-	38,173	38,173	-

（注）本社及びスキルセンタ - の社屋は賃借物件で、その概要は次のとおりであります。

令和7年12月31日現在

事業所名 （所在地）	セグメントの名称	設備の内容	従業員数 （人）	床面積 （㎡）	年間賃料 （千円）
本社 （東京都千代田区）	AIアドバイザー事業	建物	34(1.75)	344.6	18,167
スキルセンタ - （東京都台東区）	AIアドバイザー事業	建物	-	242.0	5,450

従業員数の（ ）は、臨時雇用者数を外書しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資につきましては、景気予測、事業計画、投資効率等を総合的に勘案して行っております。

（1）重要な設備の新設

事業所名 （所在地）	セグメン トの名称	設備の内 容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 （百万円）	既支払額 （百万円）		着手	完了	
高鍋蓄電所 （宮崎県高鍋 町）	AIニュー ビジネス 事業	蓄電池設 備	501	135	自己資金	令和7年 8月	令和8年 8月	-

（2）重要な設備の除去等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

(注) 令和8年3月30日開催の定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より60,000,000株増加し、110,000,000株となっております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和7年12月31日)	提出日現在発行数(株) (令和8年3月30日)	上場金融商品取引所名 又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	27,871,232	29,472,232	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
計	27,871,232	29,472,232	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第7回新株予約権
決議年月日	令和5年12月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7
新株予約権の数(個)	20,000
株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,000,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	143
新株予約権の行使期間	自 令和8年1月15日 至 令和16年1月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 143 資本組入額 71.5(注2)

<p>新株予約権の行使の条件</p>	<p>本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が200円（但し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を上回っている場合のみ、本新株予約権の行使が可能となる。</p> <p>上記に加えて新株予約権者は、本新株予約権の行使をする時点において、直近の当社の有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様）に記載された営業利益が黒字である場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。</p> <p>上記及びに問わず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合 (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合 (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合 (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合 <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。但し、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>
<p>新株予約権の譲渡に関する事項</p>	<p>譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。</p> <p>（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>（５）新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。</p> <p>（７）譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会（当該再編対象会社が取締役会非設置会社の場合には株主総会）の決議による承認を要するものとする。</p> <p>（８）その他新株予約権の行使の条件 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。</p> <p>（９）新株予約権の取得事由及び条件 新株予約権の取得に関する事項に準じて決定する。</p> <p>（１０）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--------------------------------	--

当事業年度末日（令和7年12月31日）における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在（令和8年2月28日）において、これらの事項に変更はありません。

（注1）本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整後行使} \\
 \text{価額}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{r}
 \text{調整前行} \\
 \text{使価額}
 \end{array}
 \times
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株} \\
 \text{式数}
 \end{array}
 +
 \frac{
 \begin{array}{r}
 \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金} \\
 \text{額}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{新規発行前の1株当たり時価}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{r}
 \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}
 \end{array}
 }$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注2) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

第 8 回新株予約権	
決議年月日	令和 6 年 7 月 25 日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 6 当社執行役員 2
新株予約権の数 (個)	13,800
株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 1,380,000 (注 1)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	200
新株予約権の行使期間	自 令和 6 年 8 月 9 日 至 令和 11 年 8 月 8 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 200 資本組入額 100 (注 2)
新株予約権の行使の条件	<p>(1) 本新株予約権の割当てを受けた者 (以下、「新株予約権者」という。) は、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 300 円 (但し、上記 (2) において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする) を終値で上回った場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。</p> <p>(2) 上記 に加えて新株予約権者は、本新株予約権の行使期間において、直近の当社の有価証券報告書における連結損益計算書 (連結損益計算書を作成していない場合は損益計算書。以下同様) に記載された営業利益が 50 百万円を超過した場合にのみ、本新株予約権の行使が可能となる。なお、上記における営業利益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権に係る株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>(5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>(6) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。但し、定年による退職など正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p>

当事業年度末日 (令和 7 年 12 月 31 日) における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在 (令和 8 年 2 月 28 日) において、これらの事項に変更はありません。

(注 1) 本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} \times \frac{1}{\text{分割 (または併合) の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合 (新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後行} \\ \text{使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価} \\ \text{額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{既発} \\ \text{行株} \\ \text{式数} \end{array} + \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払} \\ \text{込金額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(注2) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第6回新株予約権	
決議年月日	令和5年6月30日
新株予約権の数(個)	21,505(21,325)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 2,150,500(2,132,500)(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	279
新株予約権の行使期間	自 令和5年7月18日 至 令和8年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 279 資本組入額 139.5(注2)
新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。 (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

<p>組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>(1)新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(2)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>(3)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>(4)新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>(5)新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>(6)新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>
--------------------------------	---

当事業年度の末日（令和7年12月31日）における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在（令和8年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を（ ）内にて記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注1）当社が行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

（注2）増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

第9回新株予約権	
決議年月日	令和7年4月28日
新株予約権の数（個）	24,803（14,803）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-

新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数 (株)	普通株式 2,480,300 (1,480,300) (注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	202
新株予約権の行使期間	自 令和7年5月14日 至 令和10年5月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 202 資本組入額 101 (注2)
新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。 (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 (3) 各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。 (1)新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。 (2)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式 (3)新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。 (4)新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。 (5)新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。 (6)新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

当事業年度の末日(令和7年12月31日)における内容を記載しております。なお、本書提出日の前月末現在(令和8年2月28日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を()内にて記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注1) 当社が行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(注2) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から、上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
令和2年1月1日～ 令和2年12月31日 (注)1	2,300,000	21,800,732	139,932	404,376	139,932	504,344
令和3年1月1日～ 令和3年12月31日 (注)1	1,300,000	23,100,732	79,092	483,468	79,092	583,436
令和5年7月18日 (注)2	1,190,400	24,291,132	149,990	633,458	149,990	733,426
令和6年5月1日 (注)3	-	24,291,132	538,458	95,000	-	733,426
令和7年1月1日～ 令和7年12月31日 (注)1	1,600,000	25,891,132	163,246	258,246	163,246	896,673
令和7年5月14日 (注)4	1,980,100	27,871,232	199,990	458,236	199,990	1,096,663

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 有償第三者割当増資 1,190,400株 発行価格 252円 資本組入額 126円

割当先 B&Dエナジー投資事業有限責任組合

3. 資本金の減少は、欠損補填によるものであります。

4. 有償第三者割当増資 1,980,100株 発行価格 202円 資本組入額 101円

割当先 スペース投資事業組合

(5) 【所有者別状況】

令和 7 年12月31日現在

区分	株式の状況 (1 単元の株式数100株)							単元未満株式の状況 (株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	2	25	50	27	115	10,681	10,900	-
所有株式数 (単元)	-	1,553	32,185	7,761	78,864	3,605	154,609	278,577	13,532
所有株式数の割合 (%)	-	0.56	11.55	2.79	28.31	1.29	55.50	100.0	-

(注) 自己株式518,000株は「個人その他」に5,180単元及び「単元未満株式の状況」に37株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

令和 7 年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。) の総数に対する所有株式数の割合 (%)
GX PARTNERS CO., LIMITED (常任代理人 三田証券株式会社)	UNIT 2701-08,27/F., SHUI ON CENTRE, NOS.6-8 HARBOUR ROAD, WANCHAI, HONG KONG (東京都中央区日本橋兜町 3 番 1 1 号)	5,872	21.47
スペース投資事業組合 業務執行組合員 三宅 祐介	東京都港区浜松町 2 丁目 2 - 1 5 ダイアビル 2 F	1,618	5.92
楽天証券株式会社共有口 代表取締役 楠 雄治	東京都港区南青山 2 丁目 6 番 2 1 号	779	2.85
BOOM SECURITIES (H.K.) LIMITED-CLIENTS' ACCOUNT (常任代理人 マネックス証券株式会社)	ROOM 2801, LEVEL 28, TOWER 1, THE MILLENNITY, 98 HOW MING STREET, KWUN TONG, KOWLOON, HONG KONG (東京都港区赤坂 1 丁目 1 2 - 3 2)	776	2.84
岡三にいがた証券株式会社	新潟県長岡市大手通 1 丁目 5 - 5	632	2.31
BANK JULIUS BAER AND CO.LTD. SINGAPORE CLIENTS (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	7 STRAITS VIEW, 2 8 - 0 1 MARINA ONE EAST TOWER SINGAPORE 018936 (東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 - 5)	531	1.94
戸谷 松一	愛知県名古屋市中白区	500	1.83
株式会社ゼット 代表取締役 細川 憲明	東京都中央区銀座 8 丁目 1 5 - 3 - 3 0 4 菱和パレス銀座八丁目	454	1.66
蒲田 有利	石川県金沢市	376	1.37
株式会社DMM.com証券 代表取締役 谷川 龍二	東京都中央区日本橋 2 丁目 7 番 1 号	339	1.24
計	-	11,879	43.43

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和7年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 518,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,339,700	273,397	-
単元未満株式	普通株式 13,532	-	-
発行済株式総数	27,871,232	-	-
総株主の議決権	-	273,397	-

【自己株式等】

令和7年12月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
AI ストーム株式会社	東京都千代田区 神田錦町3-17-11	518,000	-	518,000	1.86
計	-	518,000	-	518,000	1.86

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(令和6年5月15日)での決議状況 (取得期間 令和6年5月16日~令和7年2月15日)(注)	2,000,000	300,000,000
当事業年度前における取得自己株式	353,800	79,445,800
当事業年度における取得自己株式	164,000	32,086,900
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注)1. 東京証券取引所における市場買付による取得であります。

2. 令和6年11月14日付で、当社取締役会決議によって、自己株取得期間の終了日を当初の令和6年11月15日から令和7年1月15日までに延長することを決議しております。

3. 令和7年1月15日付で、当社取締役会決議によって、自己株取得期間の終了日を当初の令和7年1月16日から令和7年2月15日までに延長することを決議しております。

4. 当該決議による自己株式の取得は、令和7年2月10日(約定ベース)をもって終了しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	518,037	-	518,037	-

(注)当期間における保有自己株式数には、令和8年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、細心かつ果敢な事業活動により適正利潤をあげ、事業等への効果的な再投資を行うとともに、適正配当を安全に行うことで、株主利益の極大化を目指しております。当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つとして考えており、業績見込み及び財務体質等を総合的に踏まえて、内部留保の充実を勧奨しながら業績の成長に見合った利益還元を行っていくことを利益配分の基本方針としております。

当社は、年1回の期末配当を行うことを基本方針とし、これに加え、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今期の配当につきましては、当初目標値を超える成果を実現できましたので、この成果を株主の皆様へ還元したいと考え、普通株式1株につき3円00銭の配当支払いを実施することといたしました。また、次期の配当につきましては、当社事業の状況を慎重に観察し、利益剰余金の状況を含めた財政状態の改善を見据えた判断を行った上で、配当性向目標を定め、引き続き適切な配当を検討いたします。事業の拡大傾向を継続的に維持し、安定的な経営基盤の確保に努めてまいります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性や公正さを確保するとともに、経営リスクを組織的に回避して、継続的な企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要な経営課題の1つであると認識しています。

こうした目的を達成するために、当社では、法令等遵守の徹底、内部統制機能の強化を通して、経営の健全化と透明性の確保を重視しています。

企業統治の体制

イ．企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であります。

以下のコーポレート・ガバナンスの状況については、本有価証券報告書提出日現在の状況を記載しております。

・取締役会

取締役7名で構成される取締役会は、毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定、並びに当社及び関連会社の業務執行の監督を行っております。なお、当社では、戦略的かつ迅速な経営を実現し、競争力を維持・強化するために執行役員制を導入し、経営の意思決定・業務執行の監督（取締役）と、業務執行（執行役員）を分離し役割分担の明確化を図っております。取締役会の意思決定を要する重要事項については、経営会議及び各種会議で事前審議を行っております。

取締役会の構成員の詳細につきましては、「(2)役員の状況」に記載のとおりであります。取締役会の議長は、代表取締役兼社長執行役員の今井俊夫が務めております。

・監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役4名で構成され、全員が独立性の高い社外取締役であります。なお、毎月定例監査等委員会と必要に応じて臨時監査等委員会を開催し、経営の適法性及び妥当性の監査を行うこととしております。委員長は、必要に応じて、経営会議、その他の重要会議に出席し、執行役員の職務遂行状況について法令遵守及び企業倫理の観点からも十分な監査を継続的に行う体制となっております。また、会計監査人との意見交換会を定期的に開催することとしております。当社は、経営全般にわたり法令を遵守し、迅速かつ確かな意思決定と執行を図るとともに、透明性を確保するために、このような体制を採用しております。

監査等委員会の構成員の詳細につきましては、「(2)役員の状況」に記載のとおりであります。監査等委員会の委員長は、寺尾潔が務めております。

ロ．取締役会の活動状況

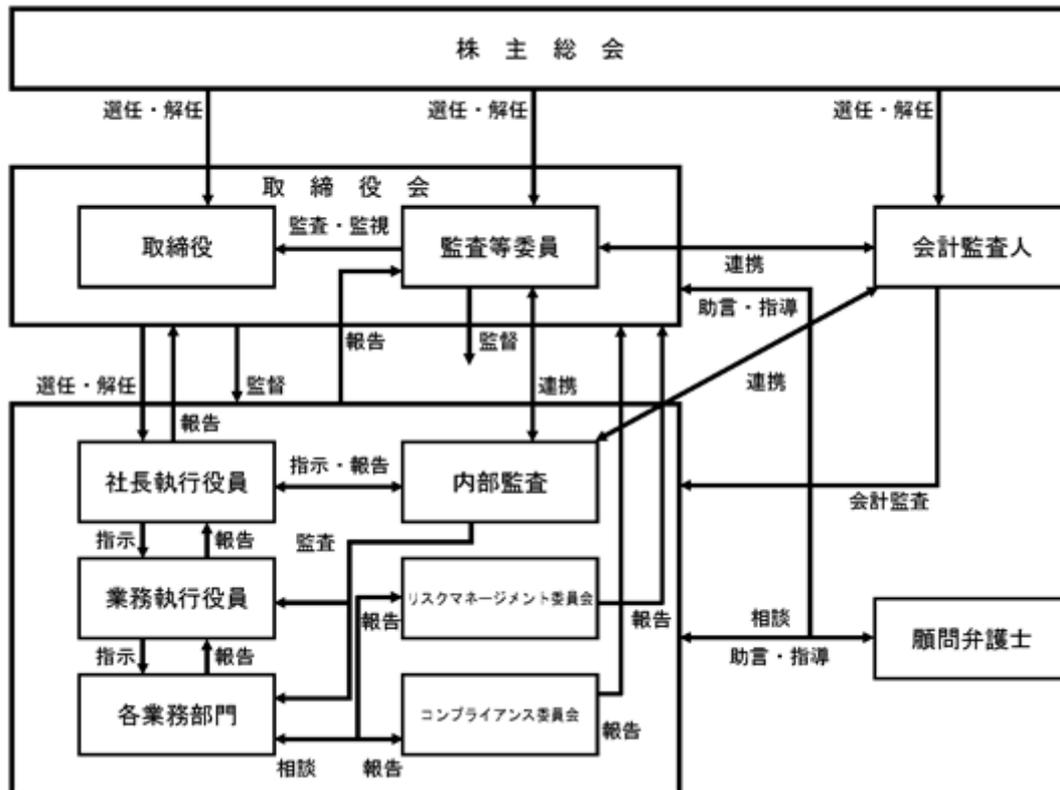
当事業年度において当社は取締役会20回開催しており、個々の取締役の出席状況は次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
今井 俊夫	20回	20回
曹 亦然	3回	2回
辛 澤	20回	19回
松田 華織	20回	20回
寺尾 潔	20回	19回
大澤 健太郎	20回	20回
陸 敏	20回	20回
仲摩 昌三（注）	20回	20回

（注）曹亦然は、令和7年3月28日付にて退任いたしました。

当事業年度における取締役会での具体的な検討内容は、四半期及び期末決算の評価・承認、決算賞与支給の検討、予算の評価・承認、月次業績の分析、各種人事の承認、育児・介護休業法改正への対応、新規事業開始への評価・承認等であります。

業務執行の体制、経営監視及び内部統制は下図のとおりです。



ロ．当該体制を採用する理由

上記の体制を採用する理由として、監視体制の強化により一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るためであります。

企業統治に関するその他の事項

・ 内部統制システムの整備の状況

当社が、意思決定の明確化、迅速化及び、経営の透明化、効率化を一層推進するために、現在運用している様々な制度等を、充実、強化するために必要な事項について、再考・再検討を行っていくために取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、役職員を対象とした行動指針として企業行動憲章を定め、周知徹底させる。

コンプライアンス担当を置き、監査等委員と連携して内部統制を推進する組織を設置するとともに、コンプライアンス規程を設けコンプライアンス体制の構築及び運用を行う。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役会に対する報告に関しては、文書管理規程等の社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程及び職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の業務補助のため必要に応じて、監査等委員会スタッフを置くこととし、人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告する。また、前記にかかわらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

監査等委員は取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、事業部門会議その他の重要な会議等に参加し、必要に応じて取締役及び使用人にその説明を求めることとする。また、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、意思の疎通を図る。

その他のコーポレート・ガバナンス強化のための施策

当社は、幅広く現場の意見を聴取し、当該意見をいち早く経営に反映させるため、週次で経営会議を開催する。内部監査担当は、内部監査を実施することにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化に努める。

また、担当役員及び従業員により構成されるリスクマネジメント委員会は、リスクの捕捉、管理活動の一端として、コーポレート・ガバナンス上の問題点を適時把握し、その解決に努める。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、企業行動憲章において、反社会的勢力及び団体からの不当、不法な要求には一切応じないことを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員・従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

・リスク管理体制の整備の状況

リスクマネジメント委員会を設置するとともに、リスクマネジメント規程を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。

各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、リスクマネジメント委員会へ定期的にリスク管理の状況を報告し、連携を図る。

・子会社、関連会社等の業務の適正を確保するための体制整備の状況

業務の適正を確保するため、コンプライアンス・ポリシーを定め、コンプライアンス体制を構築する。

子会社、関連会社等の関係会社管理の担当者を置き、子会社、関連会社管理一覧を定め、子会社、関連会社等の状況に応じて必要な管理を行う。

リスクマネジメント委員会は、リスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。

・責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

また、当社の会計監査人であるフロンティア監査法人とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当社の会計監査人として在職中に報酬及び職務執行の対価として当社から受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額のいずれか高い額をもって、損害賠償責任の限度としております。

・取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

・取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

解任については、株主総会で解任されたとき並びに会社法第331条第1項に定める取締役の欠格事由に該当したときと規程に定めております。

・取締役会で決議できる株主総会決議事項

イ．取締役の責任免除及び監査等委員である取締役の責任免除に関する経過措置

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定められる要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第52期定時株主総会終結前の行為に関する監査等委員である取締役（監査等委員である取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。

ロ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能にするためであります。

ハ．剰余金の配当

当社は、会社法第454条第5号の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

・責任限定契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。

・株主総会特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 5名 女性 2名 (役員のうち女性の比率28.6%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	今井 俊夫	昭和37年 9月26日生	昭和61年 4月 株式会社ニッセイコム 入社 昭和63年10月 日本アイ・ピー・エム株式会社 入社 平成10年 4月 同社 GB事業部流通営業部長 平成16年 8月 フューチャーアーキテクト株式会社 入社 流通事業部営業部長 平成19年 3月 コムテック株式会社 入社 執行役員 マーケティング・サポート事業本部長 平成25年11月 株式会社イグアス 入社 新規事業本部長 平成29年 1月 タクトシステムズ株式会社 入社 執行役員 営業部長 令和 3年 7月 当社 入社 専務執行役員 営業本部長 令和 5年 3月 当社 代表取締役 社長執行役員兼営業本 部長 令和 6年 4月 当社 代表取締役 社長執行役員(現任)	(注) 3	-
取締役	辛 澤	昭和40年 3月21日生	平成25年 6月 香港 BMI Hospitality Service Limited (現 GX PARTNERS CO., LIMITED) 代表取締役 平成27年11月 株式会社ランニング設立 代表取締役就任(現任) 令和 3年 6月 株式会社ウェルディッシュ 取締役 令和 3年10月 当社 取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	松田 華織	昭和53年 6月18日生	平成17年 6月 野村企業諮詢(上海) 有限公司 入社 平成23年 7月 Fosun Group/復星集団 入社 平成27年 3月 同社 東京執行首席代表 平成27年 7月 復星マネジメント・ジャパン会社 代表取締役 平成27年 9月 株式会社イデラキャピタルマネジメント 社外取締役 令和元年 6月 上海金農碧雲投資管理有限公司 顧問(現任) 令和 2年 9月 株式会社Not 取締役(現任) 令和 3年10月 当社 社外取締役(現任) 令和 5年11月 株式会社アスリナ(旧株式会社ジー・ス リーホールディングス) 取締役(非常 勤) 令和 7年 9月 Kamivision Inc. 日本法人Kami株式会社社 長兼General Manager(現任)	(注) 3	10,000
取締役 (監査等委員)	寺尾 潔	昭和44年 8月19日生	平成 6年 4月 辰巳共同会計事務所(現辰巳監査法人) 入所 平成10年 5月 寺尾公認会計士事務所(現I&R会計事務 所) 開業 平成22年 9月 ㈱I&Rビジネスアシスト 代表取締役(現任) 平成27年 2月 ㈱E-FAS 代表取締役(現任) 令和 2年 1月 辰巳監査法人 代表社員(現任) 令和 2年 3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	大澤 健太郎	昭和49年10月22日生	平成12年1月 司法書士中島圭一事務所 入所 平成14年8月 司法書士事務所アルファ・パートナーズ開業 代表司法書士(現任) 令和2年3月 当社 社外取締役 令和3年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	100,000
取締役 (監査等委員)	陸 敏	昭和47年5月30日生	平成18年3月 燦坤日本電器株式会社 入社 平成20年8月 株式会社セイコーインターナショナル 入社 平成28年10月 株式会社三友商事 管理部部长 平成30年9月 gipro japan株式会社 転籍 経理部部长 令和元年12月 瑞龍バイオハイテック株式会社 転籍 管理部部长(現任) 令和4年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	仲摩 昌三	昭和33年11月30日生	昭和56年4月 大分県竹田市役所 入所 昭和59年3月 警視庁 入庁 令和元年10月 株式会社セブンアイ・ホールディングス 総務部 渉外担当(現任) 令和6年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)4	-
計					110,000

(注)1. 取締役松田華織氏、監査等委員である取締役寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏は社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 寺尾 潔、委員 大澤 健太郎、委員 陸 敏、委員 仲摩 昌三

3. 令和8年3月30日就任後、1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで。

4. 令和8年3月30日就任後、2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結まで。

社外役員の状況

当社の社外取締役は松田華織氏、寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏の5名(監査等委員ではない取締役1名、監査等委員である取締役4名)を選任しております。当社では、社外取締役の選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

各社外取締役と当社との人的関係、資本的関係、取引関係、その他の利害関係はございません。

松田華織氏は、日本および中国におけるビジネスに関して、豊富な経験と幅広い見識・専門性を有しておられることを当社の経営にいかして頂き、社外取締役として業務執行体制に対する助言・協力を期待し、社外取締役をお願いするものであります。

寺尾潔氏は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験があるとともに、ベンチャー企業でのCFOの経験を有しており、また、数多くのM&A支援の経験、経営者としての知見を有しております。豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことを期待し、社外取締役をお願いするものであります。

大澤健太郎氏は、司法書士としての豊富な実務経験と数多くの組織再編の支援の経験・知見を有しており、同氏の知力を当社の経営に反映していただくことを期待し、社外取締役をお願いするものであります。

陸敏氏は、女性及び外国人であり、ダイバシティの流れにふさわしい人物です。管理部門の豊富な経験と知見を有している同氏の経験・見識、多様な立場からの意見を当社の経営に反映し、当社経営陣に対する適切な監督と助言を期待して社外取締役をお願いするものであります。

仲摩昌三氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年警視庁に勤務され、その経験から社内のコンプライアンス遵守を指導いただくにふさわしい人物です。豊富な経験と知見を有している同氏の経験・見識を当社の経営に反映し、当社経営陣に対する適切な監督と助言を期待し、社外取締役をお願いするものであります。

なお、松田華織氏、寺尾潔氏、大澤健太郎氏、陸敏氏及び仲摩昌三氏については、東京証券取引所に定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役(監査等委員を含む)を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

5名とも一般株主との利益相反の生ずるおそれがある事項に該当しておらず、独立性を備えております。また、内部監査担当は、監査等委員及び会計監査人と、必要に応じて情報交換を行うことにより相互の連携を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社外監査等委員4名から構成されています。監査等委員のうち1名は外国人の女性であり、監査等委員における女性比率は25%です。監査等委員会は、取締役会開催に先立ち定期的に開催されるほか必要に応じて随時開催されます。監査等委員は、取締役会に出席し、議事運営、決議内容等を監査し、積極的に意見表明を行っています。

・寺尾潔監査等委員は、公認会計士として監査法人における多様な監査経験を有しており、豊富な経験と幅広い見識を有しております。大澤健太郎監査等委員は、司法書士としての豊富な実務経験を有しております。陸敏監査等委員は、女性であり外国人であり、管理部門での豊富な経験・見識を有しております。仲摩昌三監査等委員は、長年警視庁に勤務され、コンプライアンス遵守を指導いただける豊富な経験・見識を有しております。以上4名に経験及び知識の活用をお願いし、監査等委員に選任しています。

・当社の監査等委員会監査基準は監査等委員の職責と心構え、監査体制のあり方、監査にあたっての基準及び行動の指針を定めています。監査等委員会は、法令、定款及び監査等委員会規程の定めるところにより、監査に係る重要事項について報告を受け、協議して決議をします。

・監査等委員会は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針及び監査計画を作成します。有効かつ効率的な監査の実施のため、会計監査人及び内部監査部とは緊密な連携を図っています。当事業年度は、計13回の監査等委員会を開催し、取締役会に付議される主要案件の内容及び審議過程並びに当社内部統制上の課題等の執行状況の他、監査上の主要な検討事項等につき、関係者との意見交換の上で審議・検討を行いました。

・監査等委員は、業務監査として取締役の職務執行の監査、取締役会等の意思決定の監査、内部統制システムの整備・運用状況の監査、会計監査として会計監査人の独立性の監視及び財務報告体制の監査、会計方針・会計処理等の監査、計算書類などの監査、会計監査人からの報告の監査、更にコーポレートガバナンスの監査にあたります。

・監査等委員は、経営会議を始めとする社内の重要な会議または委員会に必要なに応じて出席します。また、監査等委員全員による社長との会談を開催するほか、取締役また執行役員との個別的な面談において報告及び意見交換を行います。また、監査法人とも情報交換をいたします。その他、監査等委員は内部監査担当より内部監査の報告を受け、内部監査レビュー会に出席し、被監査組織に対して所感を伝えます。

・監査等委員は、会計監査人と四半期毎のレビュー状況等の会計監査の状況について適時に報告を受け、当社対応状況等の監査環境についても意見交換を行います。

・当社は、会社法第427条第1項に基づき、各監査等委員との間で、法令の定める限度まで監査等委員の責任を限定する契約を締結しています。

令和7年1月1日から令和7年12月31日における各監査等委員の監査等委員会の出席状況は以下の通りです。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
社外取締役監査等委員	寺尾 潔	13回	11回
社外取締役監査等委員	大澤 健太郎	13回	12回
社外取締役監査等委員	陸 敏	13回	13回
社外取締役監査等委員	仲摩 昌三	13回	13回

内部監査の状況

・内部監査担当は、社長の命または承認に基づき、経営目標の効果的な達成に資することを目的として、内部統制の整備・運用状況を、業務の有効性・効率性、財務報告等の信頼性、法令遵守、及び会社資産の保全の観点から評価します。また、それぞれの組織におけるリスクマネジメント、組織目標の達成に向けて経営陣等が実施する各種方針及び組織目標の達成に向けた活動に対する経営陣による指揮・監視等のプロセス及びガバナンスにおける各プロセスの妥当性・有効性を評価し、その改善に向けて助言・提言を行います。

・内部監査の独立性・客観性を担保するため、内部監査部は社長直轄の組織としています。なお、各年度の内部監査方針は内部監査計画とともに社長の承認を得る必要があります。内部監査は、監査対象組織に対して事前の予告をして、または予告なしで実施します。監査人は内部監査報告書の作成に先立ち監査対象組織に対し内部監査結果の講評を行い、指摘事項については充分意見の交換を行います。監査結果は社長に報告し、改善すべき事項は改善状況の報告を求め、再評価を行います。また、必要に応じ、取締役会及び監査等委員会に出席し、監査結果の報告を行える体制を整えております。

・内部監査室は内部監査終了後1年以内に改善状況の实地確認を行い、問題発生の未然防止を図っております。なお、当社は高いレベルでのコンプライアンス経営を実現するため、弁護士と顧問契約を締結しております。

また、会計監査人及び監査等委員会と連携することでさらに実効性の高い内部監査が実施できるよう努めております。

会計監査の状況

- 1) 会計監査人の名称
フロンティア監査法人
- 2) 継続監査期間
17年間
- 3) 業務を執行した公認会計士
本郷 大輔
池貝 将大
- 4) 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 5名 その他 3名
- 5) 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の独立性および専門性等に疑義が生じられる事由が発生し、会計監査人の職務の適切な遂行が困難であると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定します。取締役会は、当該決定に基づいて会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づいて会計監査人を解任いたします。

監査等委員会は、フロンティア監査法人が独立性および必要な専門性を有すること、監査体制が整備されていること、監査範囲および監査スケジュール等具体的な監査計画ならびに監査費用が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、同監査法人を総合的に評価し、選定しております。

- 6) 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、当社における「会計監査人の評価および選定の基準」に基づき、フロンティア監査法人の独立性、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬見積額等を総合的に勘案し、同監査法人が適正な監査を遂行しているものと評価しております。

監査報酬の内容等

- 1) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
17,500	-	24,000	-

- 2) 監査公認会計士等と同一ネットワークに属する組織に対する報酬(「1) 監査公認会計士等に対する報酬」を除く)

該当事項はありません。

- 3) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

- 4) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査業務の履行に必要な作業項目別に監査従事者1人当たりの時間単価に業務時間数を乗じた額を積算した監査報酬見積額に対して、内容の説明を受け、監査等委員会の同意のもと決定します。

- 5) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画、監査の実施体制、監査報酬見積額の算定根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、令和4年3月30日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の報酬等については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とに区別し、株主総会で承認された取締役報酬等の範囲内で算定し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については取締役会で、各取締役の担当する役位、職責、経営貢献度等を総合的に勘案し決定しております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員報酬規程に基づき、職務、資格等を勘案のうえ算定し、監査等委員である取締役の協議で決定しております。なお、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額が、取締役会で決議された決定方針と整合しているかを、取締役会にて確認していることから、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本報酬に関する方針

各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額については、代表取締役に一任して決定をしております。

b. 報酬等の決定の委任に関する事項

当事業年度における当社取締役の報酬の額は、取締役会により一任された代表取締役今井俊夫が決定しております。

取締役会において代表取締役に一任した理由は、各取締役の担当職務、会社業績、貢献度等を総合的に勘案して評価を行うには、それらを最も良く把握している代表取締役が適していると判断したためであります。

c. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

該当事項はありません。

平成28年3月30日開催の第52期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、監査等委員の報酬限度額は、年額50,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点での、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名であり、取締役（監査等委員）の員数は3名であります。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち非 金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （社外取締役を除く。）	43,890	43,890	-	-	-	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	-	-	-	-	-	-
社外役員	7,440	7,440	-	-	-	5

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在していないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、純投資目的である投資株式は保有しておらず、投資株式の区分の基準及び考え方は定めておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、既存事業領域における事業の拡大、新規事業領域への進出に向けて、当社との間でシナジーが期待できると判断された企業の株式を保有しています。

株式保有については、保有の合理性、減損リスク、株式の価格変動に対するリスク等を踏まえて、取締役会で検討し、取引の安定や関係強化等に必要であると判断する株式については保有し、保有意義が希薄化してきたと判断する株式について見直しを進めてまいります。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	29,900
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、 業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)		
株式会社ソフトフロントホールディングス	-	227,900	当社との事業上のシナジーを期待して保有しておりましたが、資本業務提携を解消したため売却を進めております。	無
	-	23,701		

(注) 定量的な保有効果については、記載が困難であるため、記載しておりません。また、保有の合理性を検証した方法につきましては、「a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」をご参照ください。

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の財務諸表について、フロンティア監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構等が主催する研修への参加等の取組みを行っております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	255,682	388,700
売掛金	1,003,239	1,282,514
商品	274,354	204,847
仕掛品	34,624	182,183
前払費用	80,122	180,993
未収入金	400,237	526,526
リース投資資産	-	203,432
前渡金	98,221	149,332
短期貸付金	20,499	258
預け金	4,743	12
未収還付法人税等	5,322	-
その他	-	420
貸倒引当金	19,521	39,375
流動資産合計	2,157,525	4,618,846
固定資産		
有形固定資産		
建物	7,583	7,583
減価償却累計額及び減損損失累計額	6,057	6,204
建物(純額)	1,526	1,379
工具、器具及び備品	7,168	16,193
減価償却累計額及び減損損失累計額	7,050	8,844
工具、器具及び備品(純額)	118	7,349
車両運搬具	79,217	44,317
減価償却累計額及び減損損失累計額	44,868	40,505
車両運搬具(純額)	34,349	3,811
リース資産	3,300	18,487
減価償却累計額及び減損損失累計額	91	1,401
リース資産(純額)	3,208	17,086
土地	-	38,173
建設仮勘定	101,221	79,200
有形固定資産合計	140,424	147,000
無形固定資産		
ソフトウェア	0	15,756
その他	-	8,872
無形固定資産合計	0	24,629
投資その他の資産		
投資有価証券	23,701	29,900
関係会社株式	0	0
敷金及び保証金	9,657	10,797
長期前払費用	4,057	227,813
その他	758	500
投資その他の資産合計	38,175	269,011
固定資産合計	178,599	440,641
資産合計	2,336,125	5,059,487

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	552,932	865,721
短期借入金	1,295,000	1,2728,400
1年内返済予定の長期借入金	68,148	100,380
リース債務	539	57,966
未払金	127,646	193,431
未払費用	11,899	15,590
未払法人税等	-	109,330
未払消費税等	7,792	34,133
賞与引当金	-	9,600
前受金	12,747	139,659
預り金	7,170	2,220
流動負債合計	883,877	2,256,434
固定負債		
長期借入金	241,610	222,428
長期末払金	-	7,083
長期リース債務	3,069	150,752
長期前受収益	-	335,372
退職給付引当金	26,808	29,697
固定負債合計	271,487	745,332
負債合計	1,155,364	3,001,767
純資産の部		
株主資本		
資本金	95,000	458,236
資本剰余金		
資本準備金	733,426	1,096,663
その他資本剰余金	274,722	274,722
資本剰余金合計	1,008,149	1,371,385
利益剰余金		
利益準備金	550	550
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	146,978	324,777
利益剰余金合計	147,528	325,327
自己株式	79,474	113,641
株主資本合計	1,171,202	2,041,308
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,595	-
評価・換算差額等合計	1,595	-
新株予約権	11,152	16,411
純資産合計	1,180,760	2,057,720
負債純資産合計	2,336,125	5,059,487

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
売上高	1 1,422,760	1 2,653,555
売上原価	1,033,486	1,707,246
売上総利益	389,273	946,308
販売費及び一般管理費	2 257,302	2 671,143
営業利益	131,970	275,164
営業外収益		
受取利息	55	923
受取配当金	-	8
受取保険金	-	3,038
為替差益	9	320
その他	161	1,385
営業外収益合計	226	5,675
営業外費用		
支払利息	3,254	20,826
支払保証料	330	537
貸倒引当金繰入額	11,704	-
その他	312	-
営業外費用合計	15,601	21,363
経常利益	116,595	259,476
特別利益		
投資有価証券売却益	-	8,707
固定資産売却益	3 32,419	3 -
特別利益合計	32,419	8,707
特別損失		
固定資産除却損	4 1,037	4 -
特別損失合計	1,037	-
税引前当期純利益	147,978	268,183
法人税、住民税及び事業税	450	90,384
法人税等合計	450	90,384
当期純利益	147,528	177,799

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)		当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
当期製造原価					
材料費		-	-	2,443	
労務費		239,028		253,522	
外注費		561,946		654,494	
経費		99,141		62,400	
当期総製造費用		900,116		972,860	
期首仕掛品棚卸高		3,216		34,624	
合計		903,332		1,007,484	
期末仕掛品棚卸高		34,624	868,708	182,183	825,301
商品売上原価					
期首商品棚卸高		-		274,354	
当期商品仕入高		439,132		725,256	
合計		439,132		999,610	
期末商品棚卸高		274,354	164,778	204,847	794,763
その他の売上原価					
外注費		-		12,898	
減価償却費		-		25,816	
その他		-	-	48,466	87,181
売上原価合計			1,033,486		1,707,246
			100.0		100.0

(注) 原価計算の方法 実際原価による個別原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金合計	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	633,458	733,426	-	733,426	550	264,285	263,735
当期変動額							
減資	538,458		538,458	538,458			
欠損填補			263,735	263,735		263,735	263,735
自己株式の取得				-			
当期純利益				-		147,528	147,528
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	538,458	-	274,722	274,722	-	411,263	411,263
当期末残高	95,000	733,426	274,722	1,008,149	550	146,978	147,528

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	29	1,103,120	6,837	6,837	8,042	1,104,326
当期変動額						
減資		-				-
欠損填補		-				-
自己株式の取得	79,445	79,445				79,445
当期純利益		147,528				147,528
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	5,241	5,241	3,110	8,351
当期変動額合計	79,445	68,082	5,241	5,241	3,110	76,433
当期末残高	79,474	1,171,202	1,595	1,595	11,152	1,180,760

当事業年度（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金合計	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	95,000	733,426	274,722	1,008,149	550	146,978	147,528
当期変動額							
新株の発行	199,990	199,990		199,990			
新株の発行（新株予約権の行使）	163,246	163,246		163,246			
新株予約権の発行				-			
新株予約権の行使				-			
自己株式の取得				-			
当期純利益				-		177,799	177,799
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				-			
当期変動額合計	363,236	363,236	-	363,236	-	177,799	177,799
当期末残高	458,236	1,096,663	274,722	1,371,385	550	324,777	325,327

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	79,474	1,171,202	1,595	1,595	11,152	1,180,760
当期変動額						
新株の発行		399,980				399,980
新株の発行（新株予約権の行使）		326,492				326,492
新株予約権の発行		-			8,791	8,791
新株予約権の行使		-			3,532	3,532
自己株式の取得	34,166	34,166				34,166
当期純利益		177,799				177,799
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	1,595	1,595		1,595
当期変動額合計	34,166	870,105	1,595	1,595	5,259	876,959
当期末残高	113,641	2,041,308	-	-	16,411	2,057,720

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	147,978	268,183
減価償却費	50,620	34,544
長期前払費用償却額	330	43,086
投資有価証券売却損益(は益)	-	8,707
固定資産売却損益(は益)	32,419	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	18,603	19,854
賞与引当金の増減額(は減少)	-	9,600
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,859	2,889
受取利息	55	931
支払利息	3,254	20,826
売上債権の増減額(は増加)	855,801	1,818,275
棚卸資産の増減額(は増加)	305,762	49,132
リース投資資産の増減額(は増加)	-	203,432
未収入金の増減額(は増加)	378,882	126,289
前払費用の増減額(は増加)	75,211	100,871
長期前払費用の増減額(は増加)	-	266,842
前渡金の増減額(は増加)	91,451	51,111
仕入債務の増減額(は減少)	520,712	312,788
リース債務の増減額(は減少)	-	212,632
未収消費税等の増減額(は増加)	8,933	-
未払消費税等の増減額(は減少)	7,792	26,340
未払金の増減額(は減少)	107,856	76,559
前受金の増減額(は減少)	-	124,425
前受収益の増減額(は減少)	-	335,585
その他	5,829	25,344
小計	864,811	1,014,666
利息の受取額	55	923
利息の支払額	3,254	20,826
法人税等の支払額	1,520	31
法人税等の還付額	1,769	1,060
営業活動によるキャッシュ・フロー	867,762	1,033,541
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	330,543	173,356
有形固定資産の売却による収入	420,703	-
無形固定資産の取得による支出	-	26,780
定期預金の預入による支出	300	4,300
定期預金の払戻による収入	50,000	-
短期貸付けによる支出	40,000	-
短期貸付金の回収による収入	20,000	20,499
投資有価証券の取得による支出	-	29,000
投資有価証券の売却による収入	-	32,859
出資金の払込による支出	500	-
長期前払費用の取得による支出	4,374	-
投資その他の資産の増減額(は増加)	757	1,140
投資活動によるキャッシュ・フロー	114,226	181,217
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	100,000	1,150,000
短期借入金の返済による支出	5,000	516,600
長期借入れによる収入	330,000	108,360
長期借入金の返済による支出	20,242	95,310
リース債務の返済による支出	87	539
自己株式の取得による支出	79,446	34,166
株式の発行による収入	-	399,980
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	326,492
新株予約権の発行による収入	3,110	5,259
財務活動によるキャッシュ・フロー	328,335	1,343,475
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	425,200	128,717
現金及び現金同等物の期首残高	680,583	255,382
現金及び現金同等物の期末残高	255,382	384,100

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1 . 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法を採用しております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

2 . 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

(2) 仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

3 . 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8 ~ 15年
工具、器具及び備品	4 ~ 10年
車両運搬具	2 ~ 4年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5 年以内) に基づく定額法、販売用ソフトウェアについては、見込有効期間 (3 年以内) に基づく償却額と見込販売数量に基づく償却額のいずれか大きい額により償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法を採用しております。

4 . 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

当社は、従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

当社は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、取引対価については、履行義務を充足してから概ね3ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) AIアドバイザー事業(旧ITコンサルティング事業)

AIアドバイザー事業では、顧客に対するソフトウェア開発支援等のITコンサルティングを行っております。これらの取引では顧客との準委任契約又は請負契約に基づき、情報システムの設計、開発や導入を支援する業務を受託し、その履行義務を負っております。

準委任契約に基づく受託業務では、当社の指揮命令下において顧客との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき認識しております。

請負契約は、主に受注制作のソフトウェア開発及びその運用支援に関する受託業務であります。当社はERPソリューションシステムの導入支援コンサルティングからソフトウェア開発及び運用保守に至る一連のサービスを提供しており、その収益は請負契約に定められた金額及び履行義務の充足にかかる進捗度に基づき、一定の期間にわたり認識しております。

(2) AI & モルタル事業(旧デジタルサイネージ事業)

AI&モルタル事業では、次の事業を行っております。

商品販売

商品販売では、LEDディスプレイやLCDディスプレイ及びそれらの接続機器などのデジタルサイネージ関連商品、インターネット接続を行うための電子機器などのネットワーク関連商品、健康器具や健康食品、化粧品などの健康・美容関連商品の販売を行っております。

商品販売では、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売については顧客に商品を引き渡し、検収が完了した時点で収益を認識しております。また、当社は収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると認められる場合は本人取引、認められない場合は代理人取引として収益を認識しており、代理人取引とした場合は、売上高と仕入原価を相殺し、純額で収益を認識しております。財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かについては、当該財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、在庫リスクを有していること及び価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

トラックファンド

トラックファンド等に対してトラック等の車両を販売しております。

トラック等の車両販売では、顧客との販売契約に基づいて車両を引き渡す履行義務を負っております。このような車両の販売については、車両の引き渡しにより顧客に支配が移転した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しておりますが、当社が代理人として取引に関与している場合には、売上高と仕入原価を相殺し、純額で収益を認識しております。また、販売した車両をリースバックする場合には、企業会計基準第13号「リース会計に関する会計基準」(企業会計基準委員会、平成19年3月30日改正)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会、平成19年3月30日改正)に基づきファイナンス・リース取引の判定を行い、当該リースバック取引がファイナンス・リース取引に該当する場合、リース対象となる車両(以下、「リース資産」という。)の売却に伴う利益を長期前受収益として繰延処理し、リース期間に応じて各期へ配分することにより、売上計上しております。なお、当該長期前受収益の配分による売上計上額は、当該リース資産の減価償却費と相殺し、その差額を売上高又は減価償却費(売上原価)として計上しております。

リース取引

トラック等の車両を賃貸借しております。

車両の賃貸借取引(以下、「リース取引」という。)については、一定の期間を設け、当該期間内において車両の賃貸借契約を提供するものであり、当該期間の経過により履行義務が充足されることから、一定の期間にわたり収益を認識しておりますが、企業会計基準第13号「リース会計に関する会計基準」(企業会計基準委員会、平成19年3月30日改正)及び企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会、平成19年3月30日改正)に基づき、当該リース取引がオペレーティング・リース取引に該当する場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っており、当該リース取引が所有権移転ファイナンス・リース取引に該当する場合は、リース債権として、所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する場合は、リース投資資産として計上し、受取リース料と投資元本との差額を利息相当額として収益認識し、受取利息として計上しております。なお、当該リース取引が、企業会計基準適用

指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会、平成19年3月30日改正)第47項に基づく転リース取引に該当する場合は、貸手としてのリース債権又はリース投資資産と借手としてのリース債務を計上し、貸手として受け取るリース料総額と借手として支払うリース料総額の差額を転リース差益として認識し、純額で売上を計上しております。

ファクタリング取引(債権売買)

顧客から売掛等の債権を買い取るファクタリング取引(債権売買)を行っております。

ファクタリング取引では、顧客との債権売買契約に基づいて、信用リスクに応じた一定の割引率で割引いた額で債権を買い取り、当該債権を回収することで、その差額の収益を認識し、純額で売上に計上しております。

(3) AIニュービジネス事業

AIニュービジネス事業では、次の事業を行っております。

wifi-7販売

当社独自の商品であるwifi-7(GT-W780)及び関連する接続機器等の販売を行っております。

wifi-7の販売では、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売については顧客に商品を引き渡し、検収が完了した時点で収益を認識しております。また、当社は収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると認められる場合は本人取引、認められない場合は代理人取引として収益を認識しており、代理人取引とした場合は、売上高と仕入原価を相殺し、純額で収益を認識しております。財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かについては、当該財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、在庫リスクを有していること及び価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

再生エネルギー関連商品販売

太陽光ソーラーパネル及び蓄電池など再生エネルギー関連商品の販売を行っております。

再生エネルギー関連商品販売では、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。このような商品の販売については顧客に商品を引き渡し、検収が完了した時点で収益を認識しております。また、当社は収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると認められる場合は本人取引、認められない場合は代理人取引として収益を認識しており、代理人取引とした場合は、売上高と仕入原価を相殺し、純額で収益を認識しております。財又はサービスを顧客に提供する前に支配しているか否かについては、当該財又はサービスの提供に対して主たる責任を有していること、在庫リスクを有していること及び価格設定において裁量権を有していること等の指標を考慮しております。

AIスクールビジネス

AI技術者の育成を目的とした教育システムであるStorm Academyの運営を行っております。

AIスクールビジネスでは、顧客への映像授業の配信を行っており、顧客との受講契約に基づき受講期間にわたり受講サービスを提供する義務を負っております。このような受講契約については、受講期間が経過するにつれ履行義務が充足されるため、当該期間に応じて収益を認識しております。また、顧客の受講申し込み時に受け取る事務手数料については、受講申し込み手続きの完了時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

AI & モルタル事業(旧デジタルサイネージ事業)に係る固定資産の評価
当事業年度の財務諸表に計上した金額

(千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	135,570	-

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は固定資産の減損に係る見積りを適切に行うため、事業セグメントごとにグルーピングを行い、減損の兆候を判断します。兆候があると判断された資産等は減損損失の要否を判定します。

固定資産については、減損の兆候が存在する場合は、関連する事業の計画に基づいた将来キャッシュ・フローに基づいて減損の要否を判定しております。減損要否の判定に用いる将来キャッシュ・フロー等は一定の仮定に基づいて算定しており、経営環境の著しい悪化等による収益性の低下により、投資額の回収が見込めなくなった場合や市場価格が下落した場合、翌事業年度の財務諸表において、固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。)第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、これによる財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)、「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)

(1)概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
売掛金	- 千円	1,146,039千円
計	-	1,146,039

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
短期借入金	- 千円	500,000千円
計	-	500,000

2 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約に基づく事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額	- 千円	300,000千円
借入実行残高	-	183,400
差引額	-	116,600

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度7.7%、当事業年度52.0%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度92.3%、当事業年度48.0%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
役員報酬	43,480千円	45,260千円
給与手当	14,296	21,453
支払手数料	119,903	436,153
支払報酬	20,109	45,437
賞与引当金繰入額	9,630	1,800
退職給付費用	65	65
減価償却費	784	8,556
貸倒引当金繰入額	6,899	19,854

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
車両運搬具	32,419千円	- 千円
計	32,419	-

4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
建設仮勘定	1,037千円	- 千円
計	1,037	-

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,291,132	-	-	24,291,132
合計	24,291,132	-	-	24,291,132
自己株式				
普通株式	237	353,800	-	354,037
合計	237	353,800	-	354,037

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加353,800株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加353,800株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第6回新株予約権	普通株式	2,150,500	-	-	2,150,500	8,042
第7回新株予約権	普通株式	-	2,000,000	-	2,000,000	20
第8回新株予約権	普通株式	-	1,500,000	-	1,500,000	3,090
合計	-	2,150,500	3,500,000	-	5,650,500	11,152

(注) 1 第7回及び第8回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものです。

(注) 2 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	24,291,132	3,580,100	-	27,871,232
合計	24,291,132	3,580,100	-	27,871,232
自己株式				
普通株式（注）2	354,037	164,000	-	518,037
合計	354,037	164,000	-	518,037

（注）1. 普通株式の発行済株式数の増加は、第三者割当増資による増加1,980,100株及び新株予約権の行使による増加1,600,000株であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第6回新株予約権	普通株式	2,150,500	-	-	2,150,500	8,042
第7回新株予約権（注）1	普通株式	2,000,000	-	-	2,000,000	20
第8回新株予約権	普通株式	1,500,000	-	120,000	1,380,000	2,842
第9回新株予約権（注）2	普通株式	-	3,960,300	1,480,000	2,480,300	5,506
合計	-	5,650,500	3,960,300	1,600,000	8,010,800	16,411

（注）1. 第7回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

2. 第9回新株予約権の当事業年度増加は、新株予約権の発行によるものです。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和8年3月30日 定時株主総会	普通株式	82,059	利益剰余金	3	令和7年12月31日	令和8年3月31日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
現金及び預金勘定	255,682千円	388,700千円
預入期間が3か月を超える定期預金	300	4,600
現金及び現金同等物	255,382	384,100

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

福利厚生機器及びAI & モルタル事業における車両運搬具(「リース資産」)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(貸主側)

(1) リース投資資産の内訳

流動資産

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
リース料債権部分	-	215,772
見積残存価額部分	-	-
受取利息相当額	-	12,340
リース投資資産	-	203,432

(2) リース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額

流動資産

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年12月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	-	-	-	-	-	-

(単位：千円)

	当事業年度 (令和7年12月31日)					
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース投資資産	63,960	63,960	62,681	25,170	-	-

2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
1年内	175,657	877,618
1年超	489,054	2,176,741
合計	664,711	3,054,359

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
1年内	53,084	700,577
1年超	137,135	1,732,044
合計	190,220	2,432,622

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき必要な資金を金融機関等からの借入、新株予約権及び新株の発行により調達し、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用することを基本としております。デリバティブ取引については行っておりません。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金、未収入金及びリース投資資産は顧客の信用リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は当社の賃貸契約における敷金であり、賃借先の信用リスクに晒されておりますが、契約締結時に必要な確認を実施し、当該リスクの低減を図っております。

投資有価証券は、取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金の支払期日は3ヶ月以内であります。借入金及びリース債務は主に営業活動に係る資金調達を目的としたものであり、その一部は変動金利のため金利の変動のリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程等に従い担当部門が取引先状況を確認し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握とリスクの低減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は借入金等について、総額に対する変動金利での調達割合を抑制する管理方針をとっております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は資金繰計画を作成・更新し、適正な手許流動性を確保しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(注・参照)及び重要性が乏しいものは次表には含めておりません。

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「未払金」、「短期借入金」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「前受金」及び「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度(令和6年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)投資有価証券(*)	23,701	23,701	-
(2)敷金及び保証金	9,657	8,613	1,044
資産計	33,358	32,314	1,044
(1)リース債務	3,608	3,547	61
(2)長期借入金	309,758	309,383	374
負債計	313,366	312,931	435

(注)「リース債務」には、「短期のリース債務」を含んでおります。

「長期借入金」には、「1年内返済予定の長期借入金」を含んでおります。

当事業年度(令和7年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)リース投資資産	203,432	202,284	1,147
資産計	203,432	202,284	1,147
(1)リース債務	208,718	207,183	1,535
(2)長期借入金	322,808	318,325	4,482
負債計	531,526	525,508	6,018

(注)「リース債務」には、「短期のリース債務」を含んでおります。

「長期借入金」には、「1年内返済予定の長期借入金」を含んでおります。

(*) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
投資有価証券	0	29,900
関係会社株式	0	0

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額
前事業年度(令和6年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	255,682	-	-	-
売掛金	1,003,239	-	-	-
未収入金	400,237	-	-	-
合計	1,659,158	-	-	-

当事業年度(令和7年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	388,700	-	-	-
売掛金	2,821,514	-	-	-
未収入金	526,526	-	-	-
リース投資資産	57,308	146,123	-	-
合計	3,794,049	146,123	-	-

(注) 2. 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
前事業年度(令和6年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	95,000	-	-	-	-	-
長期借入金	68,148	68,148	59,810	51,480	41,258	20,914
リース債務	539	569	601	635	672	589
合計	163,687	68,717	60,411	52,115	41,930	21,503

当事業年度(令和7年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	728,400	-	-	-	-	-
長期借入金	100,380	77,252	58,632	48,410	18,588	19,546
リース債務	57,966	59,330	60,319	28,085	3,016	-
合計	886,746	136,582	118,951	76,495	21,604	19,546

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格より算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
前事業年度（令和6年12月31日） (単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	23,701	-	-	23,701
資産計	23,701	-	-	23,701

当事業年度（令和7年12月31日）
該当事項はありません。

時価で貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前事業年度（令和6年12月31日） (単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
リース債務	-	3,547	-	3,547
長期借入金	-	309,383	-	309,383
負債計	-	312,931	-	312,931

当事業年度（令和7年12月31日） (単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
リース投資資産	-	202,284	-	202,284
資産計	-	202,284	-	202,284
リース債務	-	207,183	-	207,183
長期借入金	-	318,325	-	318,325
負債計	-	525,508	-	525,508

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場会社は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

リース投資資産

元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務及び長期借入金

元利金の合計額を同様の取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度(千円) (令和6年12月31日)	当事業年度(千円) (令和7年12月31日)
関連会社株式	0	0

2. その他有価証券

前事業年度(令和6年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	-	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	23,701	25,296	1,595
合計		23,701	25,296	1,595

当事業年度(令和7年12月31日)

該当事項はありません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	32,408	8,707	-
合計	32,408	8,707	-

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(令和6年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(令和7年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	23,949千円	26,808千円
退職給付費用	2,859	2,889
退職給付の支払額	-	-
退職給付引当金の期末残高	26,808	29,697

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	26,808千円	29,697千円
貸借対照表に計上された負債の金額	26,808	29,697
退職給付引当金	26,808	29,697
貸借対照表に計上された負債の金額	26,808	29,697

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 2,859千円 当事業年度 2,889千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
販売費及び一般管理費	11	-

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	令和5年ストック・オプション	令和6年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名	当社取締役 6名 当社執行役員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000,000株	普通株式 1,500,000株
付与日	令和6年1月15日	令和6年8月9日
権利確定条件	新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。	新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、又は従業員であることを要する。
対象勤務期間	-	-
権利行使期間	自 令和8年1月15日 至 令和16年1月14日	自 令和6年8月9日 至 令和11年8月8日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(令和7年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	令和5年ストック・オプション	令和6年ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末	2,000,000	1,500,000
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	1,500,000
未確定残	2,000,000	-
権利確定後 (株)		
前事業年度末	-	-
権利確定	-	1,500,000
権利行使	-	120,000
失効	-	-
未行使残	-	1,380,000

単価情報

	令和5年ストック・オプション	令和6年ストック・オプション
権利行使価格 (円)	143	200
行使時平均株価 (円)	-	377
付与日における公正な評価単価 (円)	0.01	2.06

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 千円	9,682千円
減価償却超過額	516	389
貸倒引当金	4,491	12,056
退職給付引当金	9,275	9,093
敷金償却	1,730	1,531
未払金	13,819	472
賞与引当金	-	2,939
長期前受収益	-	102,690
仕掛品評価損	-	9,593
子会社株式評価損	11,807	-
投資有価証券評価損	19,462	-
関係会社株式評価損	6,919	6,124
税務上の繰越欠損金(注)	83,424	-
繰延税金資産小計	151,447	154,573
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	83,424	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	68,022	154,573
評価性引当額小計	151,447	154,573
繰延税金資産合計	-	-

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和6年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金()	-	-	23,367	978	29,987	29,090	83,424
評価性引当額	-	-	23,367	978	29,987	29,090	83,424
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

() 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(令和7年12月31日)

該当事項はありません

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
法定実効税率	34.60%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.05	0.86
住民税均等割	0.30	0.51
評価性引当額の増減	22.63	1.17
法定実効税率の変更による影響	16.24	6.50
法人税額の特別控除	-	5.90
その他	3.22	0.04
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.30	33.70

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

令和7年5月14日に行われた第三者割当増資の結果、資本金が増加したことにより、外形標準課税が適用されることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用される法定実効税率を34.60%から30.62%に変更して計算しております。

なお、この変更による影響はありません。

また、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の30.62%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.52%となります。

なお、この変更による影響はありません。

（持分法損益等）

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
関連会社に対する投資の金額	0千円	0千円
持分法を適用した場合の投資の金額	-	-

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
持分法を適用した場合の投資損失の金額 ()	- 千円	- 千円

（資産除去債務関係）

当社は、本社事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

この見積りにおける使用見込期間は、不動産賃借契約開始からの平均退去年数である4年を用いており、すでに償却が完了しております。また、当事業年度末において敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は5,000千円であります。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	AIアドバイザリー事業	AI&モルタル事業	AIニュービジネス事業	
ITコンサルティング	975,335	-	-	975,335
商品販売	-	33,469	-	33,469
トラックファンド	-	252,420	-	252,420
その他	-	78,958	-	78,958
顧客との契約から生じる収益	975,335	364,847	-	1,340,183
その他の収益	-	82,577	-	82,577
外部顧客への売上高	975,335	447,424	-	1,422,760

(注) 当事業年度から、報告セグメントを「ITコンサルティング事業」及び「デジタルサイネージ事業」の2区分から「AIアドバイザリー事業」「AI&モルタル事業」「AIニュービジネス事業」の3区分へ変更しており、前事業年度の数値については、変更後の区分により作成したものを記載しております。その他の収益は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引及び企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引が含まれております。

当事業年度(自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計
	AIアドバイザリー事業	AI&モルタル事業	AIニュービジネス事業	
ITコンサルティング	989,218	-	-	989,218
商品販売	-	735,027	99,415	834,443
トラックファンド	-	563,139	-	563,139
その他	-	8,976	251	9,228
顧客との契約から生じる収益	989,218	1,307,143	99,667	2,396,029
その他の収益	-	257,525	-	257,525
外部顧客への売上高	989,218	1,564,669	99,667	2,653,555

(注) その他の収益は、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引及び企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

重要な会計方針「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

契約資産及び契約負債の残高等

重要性が乏しいことから、記載を省略しております。

残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

1. 報告セグメントの概要

当社は、当事業年度より、事業セグメントの区分方法を見直し、報告セグメントを従来「ITコンサルティング事業」「デジタルサイネージ事業」の2区分から「AIアドバイザー事業」「AI&モルタル事業」「AIニュービジネス事業」の3区分に変更しております。なお、前事業年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成したものを記載しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

報告セグメントの業績をより適切に評価するため、管理費用等の配分方法を見直すとともに、「ITコンサルティング事業」に配分していた費用のうち一部については、全社費用として「調整額」に含めて開示する方法に変更しております。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	財務諸表 計上額
	AIアドバイザー事業	AI&モルタル事業	AIニュービジネス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	975,335	447,424	-	1,422,760	-	1,422,760
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	975,335	447,424	-	1,422,760	-	1,422,760
セグメント利益又は損失()	125,542	161,540	-	287,082	155,111	131,970
セグメント資産	244,434	1,677,688	-	1,922,122	414,002	2,336,125
その他の項目						
減価償却費	91	693	-	784	-	784
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	180,438	-	180,438	-	180,438

(注)1 セグメント利益又は損失()の調整額 155,111千円は、各報告セグメントに配分していない全社経費であります。全社経費は、主にセグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2 セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	財務諸表 計上額
	AIアドバイザー事業	AI&モルタル事業	AIニュービジネス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	989,218	1,564,669	99,667	2,653,555	-	2,653,555
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	989,218	1,564,669	99,667	2,653,555	-	2,653,555
セグメント利益又は損失()	150,798	444,512	31,601	563,709	288,544	275,164
セグメント資産	387,246	3,992,663	225,910	4,605,820	453,667	5,059,487
その他の項目						
減価償却費	171	25,816	2,424	28,412	6,132	34,544
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	-	60,011	117,374	177,386	8,517	185,903

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額 288,544千円は、各報告セグメントに配分していない全社経費であります。全社経費は、主にセグメントに帰属しない一般管理費等であります。

2 セグメント利益又は損失()は、損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
リズム株式会社	110,923	I T コンサルティング事業
オートリブ株式会社	107,675	I T コンサルティング事業

当事業年度（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産はないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社プロラボホールディングス	545,888	A I & モルタル事業
株式会社ワークステーション	283,730	A I & モルタル事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	情報環境ソリューションズ株式会社 (注)4	東京都台東区	30,000	ソフトウェア等の製品開発	-	業務委託契約の締結	売上高	62,504	売掛金	30,692
							経費の立替	19,546	買掛金	5,011
							外注費	33,610	未払金	330
							業務委託料	5,140		
							雑収入	120		

当事業年度（自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	情報環境ソリューションズ株式会社 (注)4	東京都台東区	30,000	ソフトウェア等の製品開発	-	業務委託契約の締結	売上高	40,700	売掛金	3,685
							経費の立替	54,138	未収入金	3,915
							外注費	105,085	買掛金	5,614
							業務委託料	5,400	未払金	330
							その他経費	750		
							雑収入	240		

- (注) 1. 取引条件については、双方交渉のうえ決定しております。
 2. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 3. 経費の立替については、一時的に当社が立替払いしているものであります。
 4. 当社副社長執行役員陳大軍が議決権の100%を直接保有しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
1株当たり純資産額	48.88円	74.63円
1株当たり当期純利益	6.09円	6.93円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	- 円	6.46円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、希薄化効果を有していないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和6年12月31日)	当事業年度 (令和7年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,180,760	2,057,720
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	11,152	16,411
(うち新株予約権(千円))	(11,152)	(16,411)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,169,608	2,041,308
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	23,937,095	27,353,195

3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日)	当事業年度 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	147,528	177,799
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	147,528	177,799
普通株式の期中平均株式数(株)	24,241,642	25,660,417
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	1,855,982
(うち新株予約権(株))	(-)	(1,855,982)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第6回新株予約権 21,505個 目的となる株式数 2,150,500株 @279 第7回新株予約権 20,000個 目的となる株式数 2,000,000株 @143 第8回新株予約権 15,000個 目的となる株式数 1,500,000株 @200	第6回新株予約権 21,505個 目的となる株式数 2,150,500株 @279

(重要な後発事象)

(行使価額修正条項付新株予約権の発行)

当社は、令和7年12月17日開催の取締役会において、第三者割当による第10回新株予約権(行使価格修正条項付)(以下、「本新株予約権」といいます。)の発行を行うことを下記のとおり決議いたしました。本第三者割当については、大規模な希薄化(25%超)を伴う第三者割当に該当することから、その必要性及び相当性について、株主の皆様ご意思確認をさせていただき手続きとして、令和8年1月9日開催の臨時株主総会において承認を得ております。

1. 新株予約権の名称 AI ストーム株式会社第10回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)

2. 本新株予約権の払込金額の総額 金26,436,775円

3. 申込期日 令和8年1月13日

4. 割当日及び払込期日 令和8年1月13日

5. 募集の方法及び割当先

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をSINO PRIDE VENTURES LIMITEDに割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式22,988,500株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額(第9項第(2)号に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 229,885個

8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権 1個につき金115円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、当初261円とする。但し、行使価額は第10項又は第11項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。

10. 行使価格の修正

- (1) 本新株予約権の当初行使価額は、261円とし、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の93%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り上げた金額）に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」にあたらないものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、第18項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日をいう。
- (2) 行使価額は150円（但し、第11項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本項第(1)号に基づく計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{ccccccc} & & & & \text{割当} & & \text{1株当たり} \\ & & & & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行普通株} & + & \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たりの時価}}{\text{割当株式数}} \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{式数} & & \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

本項(2)乃至(3)までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2)乃至(3)にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整されることを含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年1月13日から2031年1月10日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。
- (2) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

15. 新株予約権の譲渡制限

会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、「新株予約権の目的となる株式の数」に記載の株式の数で除した額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生する。

19. 行使請求受付場所

AI ストーム株式会社 管理本部

20. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 新宿中央支店

21. 本発行要項及び割当予定先との間で締結される買取契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項に記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項に記載のとおりとした。

22. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日から2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(株式取得による子会社化)

当社は、2026年2月27日開催の取締役会において、株式会社日本テレシステム（以下、「NTS」という）の全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結しております。本株式取得により、NTSは2026年12月期第2四半期から当社の連結子会社となる予定であります。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社日本テレシステム

事業の内容：コールセンター事業、EC関連BPO事業

(2) 企業結合を行う主な理由

NTSは、コールセンター事業を中核とし、顧客企業へのBPO事業を提供する会社です。同社は、顧客企業への深い関与とカスタムメイドの提案力を強みとし、顧客企業のパートナーとして主に物販における営業推進や顧客満足度向上の支援を行なっています。

NTSを子会社化することにより、当社が持つ優良顧客及び事業ノウハウに加え、当社が強みとするシステムコンサルティング分野において、特にAI技術の実装によるコールセンター事業のAI化を進め、同事業の効率化及び顧客満足度の向上を図ることが可能であり、当社においてもコールセンター事業におけるAI実装ノウハウを蓄積し、この分野における新規の顧客開拓に繋げることが期待できるなど、NTSの子会社化によるシナジー効果により、さらなる事業基盤を拡大できるものと判断いたしました。

(3) 企業結合日

2025年4月1日

(4)企業結合の法的形式

株式取得

(5)結合後企業の名称

変更はありません。

(6)取得する議決権比率

100%

(7)取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得することによるものです。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	550,000千円
取得原価		550,000千円

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等30,200千円(概算額)

4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定していません。

5. 企業結合日に受け入れる資産及び引き受ける負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定していません。

6. 支払資金の調達及び支払方法

自己資金により充当。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	7,583	-	-	7,583	6,204	147	1,379
工具、器具及び備品	7,168	9,024	-	16,193	8,844	1,794	7,349
車両運搬具	79,217	-	34,900	44,317	40,505	29,082	3,811
リース資産	3,300	15,187	-	18,487	1,401	1,309	17,086
土地	-	38,173	-	38,173	-	-	38,173
建設仮勘定	101,221	79,200	101,221	79,200	-	-	79,200
有形固定資産計	198,491	141,584	136,121	203,955	56,955	32,332	147,000
無形固定資産							
ソフトウェア	0	18,180	-	18,180	2,424	2,424	15,756
その他	-	8,872	-	8,872	-	-	8,872
無形固定資産計	0	27,053	-	27,053	2,424	2,424	24,629
投資その他の資産							
長期前払費用	4,057	260,929	-	264,987	37,173	37,173	227,813
投資その他の資産計	4,057	260,929	-	264,987	37,173	37,173	227,813

(注) 1. 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」の欄に減損損失累計額が含まれております。

建物 1,539千円

工具、器具及び備品 155千円

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定 蓄電所設備 79,200千円

長期前払費用 ファンド経費 260,587千円

3. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

建設仮勘定 LEDディスプレイ 98,851千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	95,000	728,400	3.6	-
1年以内に返済予定の長期借入金	68,148	100,380	1.9	-
1年以内に返済予定のリース債務	539	57,966	2.3	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	241,610	222,428	1.9	2027年～2032年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,069	150,752	2.3	2027年～2030年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	408,366	1,259,926	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	77,252	58,632	48,410	18,588
リース債務	59,330	60,319	28,085	3,016

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	19,521	19,854	-	-	39,375
賞与引当金	-	9,600	-	-	9,600
退職給付引当金	26,808	2,889	-	-	29,697

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	169
預金の種類	
普通預金	368,856
定期預金	4,600
外貨預金	15,073
小計	388,530
合計	388,700

ロ 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
合同会社A F 2 6 0 9	926,552
合同会社A F 2 6 0 6	669,390
合同会社A F 2 6 0 8	219,437
株式会社プロラボホールディングス	201,740
株式会社T O K A M I	126,489
その他	677,854
合計	2,821,514

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,003,239	6,631,473	4,813,198	2,821,514	63.0	105

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ 未収入金

相手先	金額(千円)
株式会社ワークステーション	447,113
株式会社T O K A M I	30,375
A & I 株式会社	24,000
その他	25,037
合計	526,526

二 商品

品目	金額(千円)
LEDディスプレイ	156,407
WiFi7	48,440
合計	204,847

ホ 仕掛品

品目	金額(千円)
Net Suite導入支援	160,767
新基幹システム導入支援	17,236
その他	4,179
合計	182,183

流動負債
買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社ワークステーション	785,400
華為技術日本株式会社	18,464
株式会社キーエンス	11,295
情報環境ソリューションズ株式会社	5,614
株式会社レプソル	5,579
その他	39,367
合計	865,721

固定負債

イ 長期借入金

相手先	金額(千円)
城南信用金庫	104,188
株式会社きらぼし銀行	58,320
東京信用金庫	59,920
合計	222,428

ロ 長期前受収益

相手先	金額(千円)
株式会社イクヨ	241,202
株式会社正栄山田	48,652
有限会社ジーアイ産業	14,477
その他	31,040
合計	335,372

(3) 【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高(百万円)	863,485	2,653,555
税引前中間(当期)純利益(千円)	115,509	268,183
中間(当期)純利益(千円)	97,470	177,799
1株当たり中間(当期)純利益(円)	4.01	6.93

決算日後の状況

特記事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.ai-storm.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利並びに募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第61期）（自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日）令和7年3月28日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
令和7年3月28日関東財務局長に提出
- (3) 半期報告書及び確認書
（第62期中）（自 令和7年1月1日 至 令和7年6月30日）令和7年8月14日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
令和7年3月31日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくものであります。
- (5) 有価証券届出書及びその添付書類
令和7年4月28日関東財務局長に提出
第三者割当による増資及び第9回新株予約権証券（行使価格修正条項付新株予約権）の割当に係る有価証券届出書であります。
- (6) 有価証券届出書の訂正届出書
令和7年5月7日関東財務局長に提出
令和7年4月28日提出の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (7) 確認書
令和7年8月14日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5の2第1項の規定に基づくものであります。
- (8) 有価証券届出書及びその添付書類
令和7年12月17日関東財務局長に提出
第10回新株予約権証券（行使価格修正条項付新株予約権）の割当に係る有価証券届出書であります。
- (9) 臨時報告書
令和8年1月13日関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づくものであります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和8年3月24日

AIストーム株式会社

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	本	郷	大	輔
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	池	貝	将	大

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているAIストーム株式会社の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの第62期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AIストーム株式会社の令和7年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

「注記事項（重要な後発事象）」に記載されているとおり、会社は、令和7年12月17日開催の取締役会において、第三者割当による第10回新株予約権（行使価格修正条項付）の発行を行うことを決議している。
「注記事項（重要な後発事象）」に記載されているとおり、会社は、令和8年2月27日開催の取締役会において、株式会社日本テレシステムの全株式を取得し、同社を子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

代理人取引の純額での収益認識の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、A I & モルタル事業においてトラックの販売等を営んでおり、注記事項（重要な会計方針）5．収益及び費用の計上基準に記載のとおり、収益を認識するにあたり、財又はサービスを顧客に提供する前に支配していると認められる場合は本人取引、認められない場合は代理人取引として収益を認識している。</p> <p>注記事項(収益認識関係)に記載のとおり、A I & モルタル事業における外部顧客への売上高の割合が、合計の外部顧客への売上高に対して、前事業年度は31.4%であったが、当事業年度は59.0%と大幅に拡大しており、A I & モルタル事業の売上高には、代理人としての取引が含まれている。</p> <p>本人と代理人の区分の判定にあたっては、財又はサービスの提供に対して主たる責任を有しているか、在庫リスクを有しているか、価格裁量権を有しているか等を総合的に勘案して判断していることから、複雑であり、その判定は経営者の判断を伴うものである。</p> <p>以上より、当監査法人は、代理人としての取引が含まれるA I & モルタル事業の売上高の金額的重要性が高まっているため、収益認識に関する本人と代理人の区分の判定を「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、A I & モルタル事業の収益認識に関する本人と代理人の区分の判定について、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（内部統制の評価） 本人と代理人の区分の判定に関する業務プロセスを理解し、担当者への質問及び関連資料の閲覧、内部統制が整備・運用されているかについて評価した。</p> <p>（代理人取引の純額での収益認識の適切性の検討） ・顧客に提供する財又はサービスを識別するとともに、顧客に提供する前に財又はサービスを支配しているかどうかを判定するため、以下の監査手続を実施し、本人と代理人の区分についての会社の判定結果について検討した。 ・A I & モルタル事業における全ての売上高の商流や取引内容について経営管理部への質問及び関連資料の閲覧を実施するとともに、財又はサービスの提供に対して主たる責任、在庫リスク、価格裁量権をそれぞれ有しているかの判定基準について経営者へ質問を実施した。 ・A I & モルタル事業における全ての売上高について、本人と代理人の区分の判定が行われているか、その判定結果に基づいた仕訳がされているかについて検討した。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、A I ストーム株式会社の令和7年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、A I ストーム株式会社が令和7年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬の額は24,000千円であり、非監査業務に基づく報酬はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。